

# 坂城町一般廃棄物 処理基本計画

(平成 28 年度～32 年度)

坂 城 町

## 目 次

### 第1部 ごみ処理基本計画

#### 第1章 計画の基本的事項

第1節 策定の趣旨 . . . . . 1

第2節 計画の期間及び目標年度 . . . . . 1

#### 第2章 ごみ、資源物の処理・減量化・資源化の現状と課題

第1節 ごみ、資源物処理事業の沿革 . . . . . 2

第2節 坂城町の現状と課題 . . . . . 3

#### 第3章 循環型社会形成のための基本理念と基本方針

第1節 基本理念 . . . . . 26

第2節 基本方針 . . . . . 26

#### 第4章 将来予測

第1節 人口の予測 . . . . . 27

第2節 ごみ、資源物の排出量の予測 . . . . . 28

#### 第5章 減量化目標と具体的方策

第1節 減量化目標値の設定 . . . . . 31

第2節 減量化のための具体的な方策 . . . . . 32

### 第2部 生活排水処理基本計画

#### 第1章 計画の基本的事項

第1節 基本方針 . . . . . 34

第2節 目標年度 . . . . . 35

#### 第2章 生活排水の現状

第1節 生活排水の排出状況 . . . . . 35

第2節 生活排水の処理主体 . . . . . 36

#### 第3章 生活排水処理基本計画

第1節 処理基本計画の内容 . . . . . 36

# 第1部 ごみ処理基本計画

## 第1章 計画の基本的事項

### 第1節 策定の趣旨

大量生産・大量消費型の社会は、物質的な豊かさを私たちにもたらしましたが、その結果、大量投棄を招き、ダイオキシン類等の有害物質による環境汚染や二酸化炭素による温暖化など地球環境問題へと拡大しています。

今世紀は、「環境の世紀」でもあると言われてるように、利便性優先の事業活動や生活のあり方が見直され、天然資源の消費を抑制し環境への負荷を低減した循環型社会の形成を整備していく必要があります。また、次世代の人々に良好な環境を残すということは、現在を生きる私たちの責任でもあります。

本町では、平成13年度に「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第6条第1項の規定により一般廃棄物処理基本計画を策定し、18区分による分別収集や指定ごみ袋制を、また平成23年度には第三次基本計画を策定し、地区懇談会、環境教育の実施やごみの出し方・分け方の周知、啓発など、ごみの減量化・資源化に努めてきました。

その結果、近年のごみ量は減少の傾向が続いていますが、長野広域連合を組織する市町村において、当町は比較的排出ごみ量が多いというのが現状です。また、一般廃棄物のうち、特に可燃ごみについては、当町では葛尾組合ごみ焼却場で処理を行っています。施設の老朽化に伴い、長野広域連合において新しい焼却施設等の整備を進めていますが、新施設が整備されるまでは可燃ごみを減らし、現施設を適性に管理運営しながら使用していかなければなりません。

今後、更なるごみの減量化・資源のリサイクルを推進し、循環型社会の形成をめざしていくためにも、住民・事業者・行政が今以上に一体となって取り組む必要があり、これらの課題に対応し、総合的・計画的なごみ処理に係る施策を推進する新たな計画を策定するものです。

### 第2節 計画の期間及び目標年度

|         |              |
|---------|--------------|
| 計画の目標年度 | 平成32（2020）年度 |
|---------|--------------|

計画期間は、平成28年度から平成32年度までの5年間とし、計画の目標年度は平成32年度とします。

なお、計画の期間内であっても、法改正や社会経済情勢の変化等により、必要が生じた場合には適宜、計画の見直しを実施します。

## 第2章 ごみ、資源物の処理・減量化・資源化の 現状と課題

### 第1節 ごみ、資源物処理事業の沿革

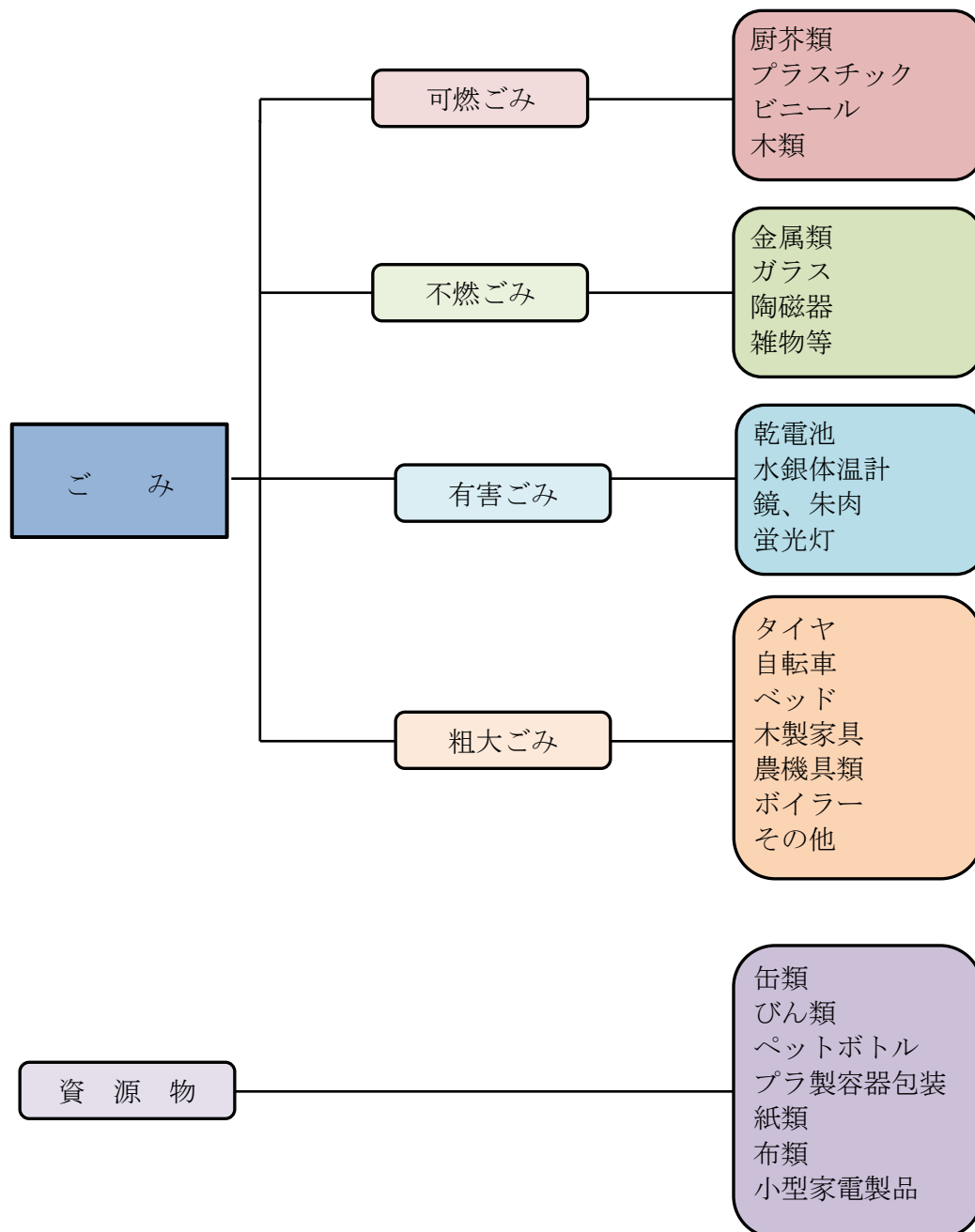
| 年 月    | 坂 城 町                                                               | 葛 尾 組 合                                               |
|--------|---------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------|
| S41.1  |                                                                     | 葛尾組合を組織                                               |
| S44.5  | 可燃ごみ搬入開始                                                            | 焼却施設竣工(40t/日)                                         |
| S46.8  | 不燃ごみ搬入開始                                                            | 不燃物処理場竣工(15t/日)                                       |
| S54.3  |                                                                     | 焼却施設新炉竣工(40t/日×2)                                     |
| S57.7  | 廃乾電池分別収集開始                                                          |                                                       |
| S63 年度 | 粗大ごみ回収開始                                                            |                                                       |
| H3.4   | 新聞・雑誌・段ボール分別開始                                                      |                                                       |
| H6.11  | 可燃ごみ指定袋導入                                                           |                                                       |
| H8.10  | びん・缶分別収集開始不燃ごみ指定袋導入                                                 |                                                       |
| H9.4   | ペットボトルの収集開始                                                         | びん・缶・ペットボトルストックヤード竣工                                  |
| H13.4  | 家電4品目の分別収集開始                                                        |                                                       |
| H13.6  |                                                                     | 焼却施設ダイオキシン類対策工事竣工                                     |
| H15.4  | プラスチック製及び紙製容器包装の収集開始<br>布分別収集開始<br>蛍光管分別収集開始                        | プラスチック類ストックヤード竣工<br>紙製容器包装の処理梱包・保管を千曲資源リサイクル事業協同組合へ委託 |
| H15.8  | 家庭用焼却炉回収補助制度開始(H17.3まで)                                             |                                                       |
| H16.4  | 有害ごみ(乾電池・体温計・鏡・朱肉)の内、乾電池を専用箱で分別収集<br>資源物奨励金見直し(5円/kg→3円/kg)         |                                                       |
| H22.4  | 一般廃棄物処理の有料化<br>(指定袋一枚につき20円)<br>生ごみ処理機購入補助の見直し<br>サンデーリサイクル開始(1回/月) |                                                       |
| H26.4  | 小型家電リサイクル開始<br>サンデーリサイクル増設(2回/月)                                    |                                                       |
| H26.5  | 資源物の分別方法の簡略化<br>(紙容器包装、雑紙→紙類)                                       |                                                       |

## 第2節 坂城町の現状と課題

### 1. ごみ、資源物の種類及び分別の状況

平成28年度のごみ、資源物の種類と分別の状況は次のとおりです。

再資源化を推進しようとするほど、細分化した分別が求められます。現在下図のとおり分別収集を実施しています。



## 2. 収集運搬体制

平成28年4月1日現在の収集運搬体制は、【表1 収集運搬の状況】に示してありますが、各家庭から排出される廃棄物は、可燃ごみ・不燃ごみ・資源物・有害ごみ・粗大ごみの5つに分類しています。このうち資源物は、細かく分類すると13分類になっています。また引越し等で大量にごみが発生した場合など、葛尾組合焼却場及び上山田不燃ごみ等処理場へ持ち込みを可能としています。

事業者から排出されるごみは、許可業者による収集もしくは処理場へ自己搬入となっています。なお、1ヵ月に排出するごみの量が100kg以下の小規模排出事業所の場合には有料で収集所に出すことができます。

また、処理が困難である消火器・プロパンボンベ・農薬びん・農業用マルチ・特別管理一般廃棄物（医療医薬品・感染性廃棄物）等は収集の対象外です。

【表1 収集運搬の状況】

| 区 分         |                                      | 収集回数 | 収集方法   | 排 出 方 法  |
|-------------|--------------------------------------|------|--------|----------|
| 燃えるごみ（可燃ごみ） |                                      | 2回／週 | ステーション | 指定袋      |
| 資<br>源<br>物 | 紙類（新聞・雑誌・チラシ・ダンボール・紙パック・雑がみ・紙容器包装）布類 | 4回／月 | ステーション | 専用収納庫    |
|             | 缶                                    | 1回／月 | ステーション | コンテナ     |
|             | びん（透明・茶色・その他）                        | 1回／月 | ステーション | コンテナ（三色） |
|             | ペットボトル                               | 1回／月 | ステーション | 網製かご     |
|             | プラスチック製容器包装                          | 1回／週 | ステーション | 収集用ビニール袋 |
|             | サンデーリサイクル                            | 2回／月 | 拠点回収   | 収集所へ持参   |
|             | 小型家電リサイクル                            | 2回／月 | 拠点回収   | 収集所へ持参   |
|             | 不燃ごみ                                 | 1回／月 | ステーション | 指定袋      |
| 有<br>害      | 乾電池類                                 | 1回／月 | ステーション | 回収箱      |
|             | 蛍光管                                  | 1回／月 | ステーション | コンテナ     |
| 粗大ごみ        |                                      | 2回／月 | 拠点回収   | 収集場所へ持参  |

### 3. ごみ処理等施設及び処理形態の状況

平成27年4月1日現在のごみ処理施設の状況は、下記のとおりですが、葛尾組合ごみ焼却施設の施設老朽化に伴い、新たな施設については早期に整備する必要があります。新処理施設については、当町が他市町村と組織する長野広域連合において「ごみ処理広域化基本計画」により整備することから、計画どおりに新処理施設が稼動するよう早期完成に向け推進するとともに、新施設建設までの間は、現施設を適正で健全な施設運営・管理をしていく必要があります。

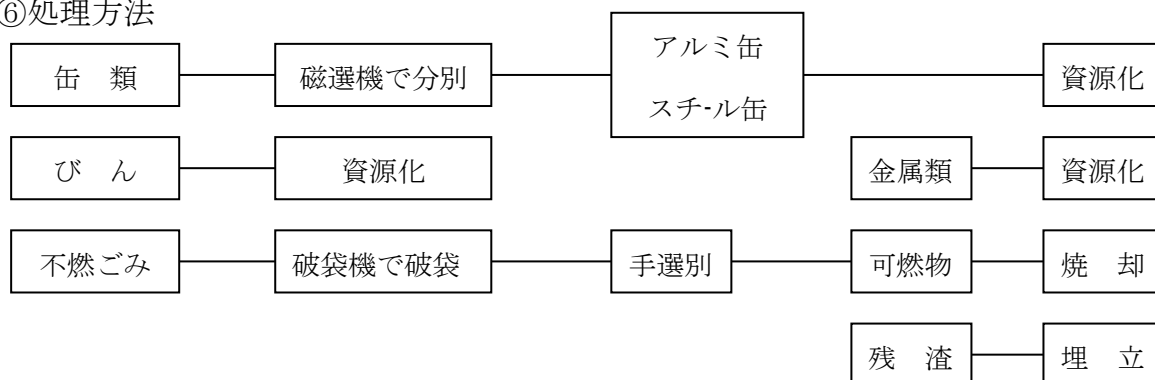
#### (1) 焼却処理施設

- ①名 称 葛尾組合ごみ焼却施設
- ②所 在 地 坂城町大字中之条 1850 番地
- ③運 営 葛尾組合（千曲市・坂城町で構成する一部事務組合）
- ④建設年度 昭和54年度建設（昭和52年度～54年度）
- ⑤機 種 タクマ HM—0811 型 全連続式
- ⑥能 力 80 t／日・2基

#### (2) 不燃物処理施設

- ①名 称 葛尾組合不燃ごみ及び資源物処理施設
- ②所 在 地 千曲市大字上山田 3813 番地 100
- ③運 営 葛尾組合（千曲市・坂城町で構成する一部事務組合）
- ④建設年度 昭和46年度建設（昭和45年度～46年度）
- ⑤能 力 15 t／日

#### ⑥処理方法

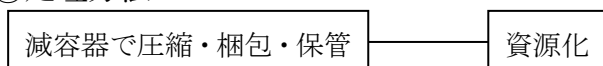


※ びんは、(財)日本容器包装リサイクル協会が全量を資源化する。

※ 廃乾電池は、JFE条鋼㈱（岡山市倉敷市水島川崎通 1-5-2）で資源化し、残渣物は埋立処分する。

### (3) 資源物処理施設

- ①名 称 葛尾組合プラスチック類ストックヤード  
 ②所 在 地 坂城町大字中之条 1850 番地  
 ③運 営 葛尾組合（千曲市・坂城町で構成する一部事務組合）  
 ④建設年度 平成 14 年度建設  
 ⑥建築面積 9 5 8 m<sup>2</sup>  
 ⑦処理方法



※ プラスチック製容器包装及びペットボトルは(財)日本容器包装リサイクル協会が全量を資源化する。

- ⑧能 力 プラスチック製容器包装 8 t / 日  
 ペットボトル 0.8 t / 日  
 ⑨保管面積 7 2 m<sup>2</sup>

| 種 類         | 保管面積                 | 備 考 |
|-------------|----------------------|-----|
| プラスチック製容器包装 | 52.00 m <sup>2</sup> |     |
| ペットボトル      | 20.25 m <sup>2</sup> |     |

- ⑩保管容量 1 4 5 m<sup>3</sup>

| 種 類         | 保管容量                  | 備 考 |
|-------------|-----------------------|-----|
| プラスチック製容器包装 | 105.00 m <sup>3</sup> |     |
| ペットボトル      | 40.00 m <sup>3</sup>  |     |

### (4) スtockヤード（缶・びん）

- ①名 称 葛尾組合ストックヤード  
 ②所 在 地 坂城町大字中之条 1850 番地  
 ③運 営 葛尾組合（千曲市・坂城町で構成する一部事務組合）  
 ④建設年度 平成 8 年度建設  
 ⑤保管面積 1 8 0 m<sup>2</sup>

| 種 類 | 保管面積                  | 備 考                                                                  |
|-----|-----------------------|----------------------------------------------------------------------|
| 缶   | 63.25 m <sup>2</sup>  | スチール缶 24.75 m <sup>2</sup> ・アルミ缶 38.5 m <sup>2</sup>                 |
| び ん | 116.75 m <sup>2</sup> | 無色 57 m <sup>2</sup> ・茶色 47 m <sup>2</sup> ・その他 12.75 m <sup>2</sup> |

- ⑥保管容量 3 6 0 m<sup>3</sup>

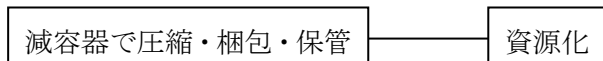
| 種 類 | 保管容量                  | 備 考                                                                  |
|-----|-----------------------|----------------------------------------------------------------------|
| 缶   | 126.50 m <sup>3</sup> | スチール缶 49.5 m <sup>3</sup> ・アルミ缶 77 m <sup>3</sup>                    |
| び ん | 233.50 m <sup>3</sup> | 無色 104.5 m <sup>3</sup> ・茶色 81 m <sup>3</sup> ・その他 48 m <sup>3</sup> |

※ びんは(財)日本容器包装リサイクル協会が全量を引取る。

※ 缶は葛尾組合が3ヵ月毎に入札を行い、落札業者へ有償で売り渡しをする。

## (5) 圧縮梱包施設

- ①名 称 千曲資源リサイクル事業協同組合
- ②所 在 地 千曲市大字屋代 2384 番地 1
- ③運 営 千曲資源リサイクル事業協同組合
- ④建設年度 平成 1 2 年
- ⑤能 力 古紙・紙製容器包装 80.5 t / 日
- ⑥処理方法



※ 紙製容器包装は(財)日本容器包装リサイクル協会が全量を引取る。

※ 古紙等は紙問屋を通じて製紙会社に売り渡しする。

## (6) 最終処分場

葛尾組合に保有処分地がないことから、民間の処分場へ委託契約し、処分を行っている。

|      | 焼却灰                 | 不燃残渣・粗大ごみ           | ばいじん                              | 廃乾電池                  |
|------|---------------------|---------------------|-----------------------------------|-----------------------|
| 処分場名 | ハサマ処分場              | ハサマ処分場              | エコポート最終処分場                        | 水島製造所                 |
| 所在地  | 中野市大字豊津 5014・2<br>他 | 中野市大字豊津 5014・2<br>他 | 山形県米沢市大字板谷<br>字四郎右エ門沢 773-1<br>～2 | 岡山県倉敷市<br>水島川崎通 1-5・2 |
| 所有者  | 飯山陸送株式会社            | 飯山陸送株式会社            | ジークライト株式会社                        | J F E 条鋼株式会社          |

## 4. ごみ、資源物の排出量の動向

### (1) 一般廃棄物排出量の推移

過去10年の坂城町のごみ、資源物排出量の推移【図1】をみると、一般廃棄物の排出総量は平成18年度以降減少傾向にあります。平成27年度の総量は5,389トンで、平成18年度と比較すると約16%の減少となっています。このうち、町収集分については可燃ごみ・不燃ごみ・資源物等で構成していますが、可燃ごみは過去10年間で約10%の減少、資源物は約36%の減少となっています。葛尾組合処理施設に個々で搬入する直接搬入ごみは、家庭系一般廃棄物の直接搬入は、事業系一般廃棄物と家庭系一般廃棄物を別けて集計を始めた平成19年度と比較すると、約68%の増加となっています。事業系ごみは平成19年度直接搬入のシステム変更以来2年連続で減少し、平成22年度から増加傾向となりましたが平成25年度より減少傾向に転じ、前年度対比約3%の減少となっています。集団回収量は過去10年でみると約42%の減少となっています。（【表2 ごみ・資源物別排出量の実績明細】を参照）以上の状況からすると、過去10年のごみ・資源物の排出総量は減少傾向ではありますが、これは町民や事業者の協力で分別推進施策を実施した結果、資源物としてリサイクルすることで、総量の抑制を進めてきた結果であります。しかし、更にごみの総量を抑制するためには、生産・流通・販売・消費の各段階において、できる限りごみを排出しない配慮や対策が必要となります。そのためには、広く町民や事業者の発生抑制に対する意識改革と取り組みを進める必要があります。

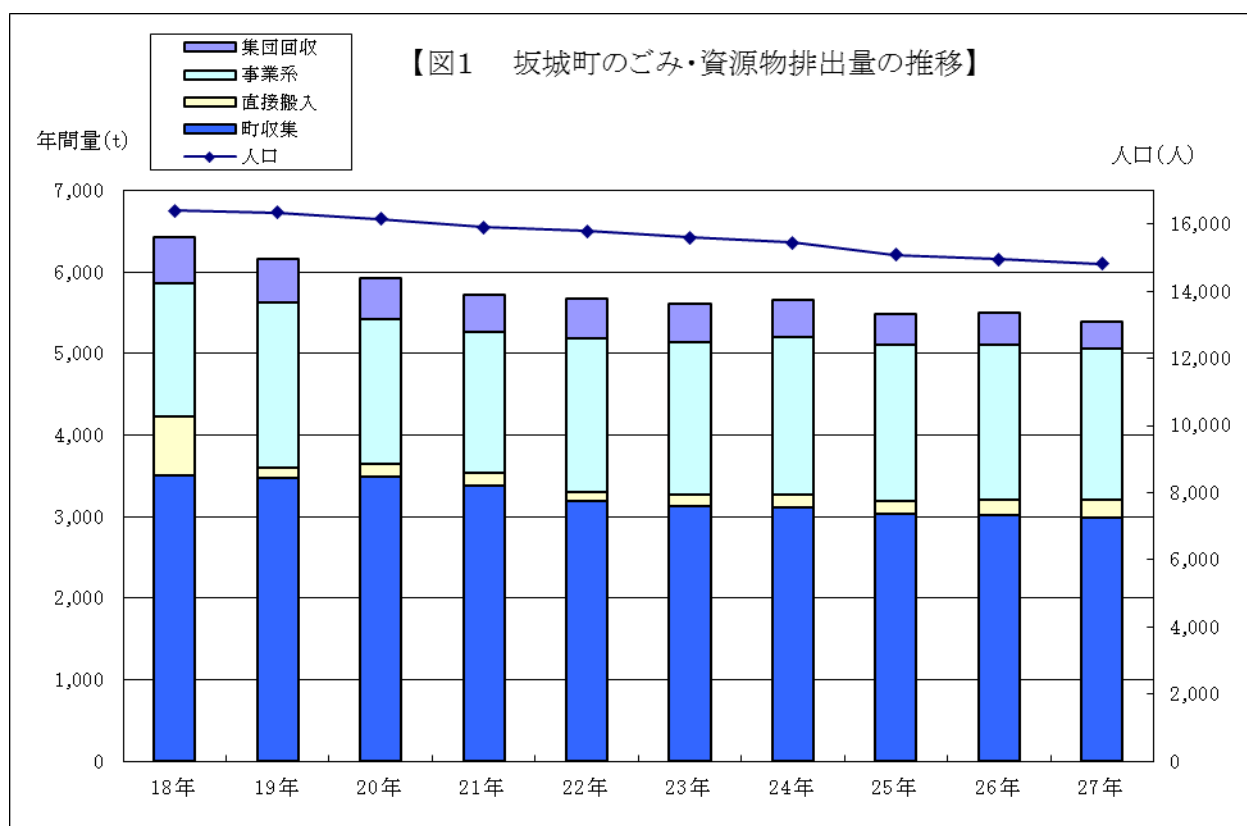
【表2 ごみ、資源物別排出量の実績明細】

| 項 目 (年度)         |              | 18年    | 19年    | 20年    | 21年    | 22年    | 23年    | 24年    | 25年    | 26年    | 27年    |
|------------------|--------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 人 口 (人)          |              | 16,404 | 16,331 | 16,153 | 15,903 | 15,777 | 15,598 | 15,440 | 15,085 | 14,951 | 14,804 |
| 世 帯 数 (世帯)       |              | 5,656  | 5,728  | 5,763  | 5,791  | 5,836  | 5,853  | 5,868  | 6,020  | 6,028  | 6,075  |
| 町<br>収<br>集      | 年間収集量 (t/年)  | 3,509  | 3,469  | 3,496  | 3,385  | 3,187  | 3,124  | 3,118  | 3,039  | 3,016  | 2,985  |
|                  | 可燃ごみ (t/年)   | 2,680  | 2,693  | 2,688  | 2,637  | 2,487  | 2,489  | 2,493  | 2,423  | 2,433  | 2,425  |
|                  | 不燃ごみ (t/年)   | 125    | 111    | 105    | 122    | 94     | 95     | 106    | 112    | 107    | 111    |
|                  | 資 源 (t/年)    | 683    | 646    | 681    | 612    | 596    | 528    | 507    | 492    | 463    | 435    |
|                  | びん類 (t/年)    | 109    | 108    | 103    | 106    | 103    | 103    | 96     | 92     | 88     | 88     |
|                  | ペットボトル (t/年) | 14     | 13     | 12     | 12     | 11     | 10     | 11     | 11     | 9      | 9      |
|                  | その他プラ (t/年)  | 89     | 82     | 80     | 81     | 83     | 82     | 81     | 83     | 80     | 78     |
|                  | その他紙 (t/年)   | 49     | 46     | 45     | 43     | 43     | 43     | 42     | 41     | 4      | 0      |
|                  | 缶類 (t/年)     | 36     | 35     | 31     | 34     | 29     | 25     | 23     | 22     | 18     | 16     |
|                  | 紙パック (t/年)   | 1      | 1      | 1      | 1      | 1      | 1      | 1      | 1      | 1      | 1      |
|                  | ダンボール (t/年)  | 85     | 40     | 46     | 50     | 55     | 49     | 41     | 38     | 41     | 39     |
|                  | 新聞 (t/年)     | 93     | 126    | 157    | 82     | 75     | 69     | 72     | 69     | 60     | 57     |
|                  | 雑誌・チラシ (t/年) | 204    | 193    | 205    | 204    | 194    | 143    | 138    | 132    | 158    | 145    |
|                  | 布類 (t/年)     | 1      | 1      | 1      | 1      | 2      | 1      | 2      | 2      | 2      | 2      |
|                  | 乾電池・鏡等 (t/年) | 5      | 4      | 5      | 5      | 5      | 5      | 4      | 4      | 4      | 4      |
|                  | 蛍光灯 (t/年)    | 2      | 3      | 2      | 2      | 2      | 2      | 2      | 2      | 2      | 2      |
|                  | 粗大ごみ (t/年)   | 16     | 13     | 14     | 8      | 4      | 5      | 6      | 6      | 7      | 8      |
| 直<br>接<br>搬<br>入 | 年間量 (t/年)    | 717    | 133    | 154    | 147    | 118    | 144    | 160    | 153    | 192    | 224    |
|                  | 可燃ごみ (t/年)   | 698    | 124    | 145    | 134    | 114    | 126    | 130    | 123    | 138    | 150    |
|                  | 不燃ごみ (t/年)   | 15     | 9      | 8      | 12     | 3      | 6      | 9      | 9      | 13     | 20     |
|                  | 資 源 (t/年)    | 4      | 0      | 1      | 1      | 1      | 12     | 20     | 21     | 41     | 54     |
| 事<br>業<br>系      | 年間量 (t/年)    | 1,632  | 2,022  | 1,778  | 1,724  | 1,877  | 1,872  | 1,924  | 1,907  | 1,901  | 1,850  |
|                  | 可燃ごみ (t/年)   | 1,613  | 1,992  | 1,754  | 1,701  | 1,855  | 1,845  | 1,902  | 1,886  | 1,873  | 1,821  |
|                  | 不燃ごみ (t/年)   | 12     | 19     | 14     | 13     | 12     | 19     | 13     | 13     | 20     | 20     |
|                  | 資 源 (t/年)    | 7      | 10     | 10     | 10     | 9      | 9      | 9      | 8      | 8      | 9      |
| 集<br>団<br>回<br>収 | 年間量 (t/年)    | 570    | 534    | 499    | 464    | 484    | 462    | 452    | 391    | 383    | 330    |
|                  | アルミ (t/年)    | 10     | 8      | 7      | 6      | 8      | 9      | 8      | 8      | 9      | 6      |
|                  | 紙パック (t/年)   | 5      | 6      | 6      | 7      | 7      | 5      | 7      | 3      | 4      | 3      |
|                  | ダンボール (t/年)  | 103    | 96     | 89     | 82     | 92     | 87     | 83     | 71     | 73     | 65     |
|                  | 新聞 (t/年)     | 143    | 139    | 135    | 131    | 138    | 130    | 129    | 112    | 109    | 96     |
|                  | 雑誌・チラシ (t/年) | 266    | 249    | 233    | 216    | 223    | 217    | 212    | 186    | 178    | 152    |
|                  | 布類 (t/年)     | 10     | 9      | 8      | 6      | 7      | 8      | 8      | 6      | 7      | 6      |
|                  | びん (t/年)     | 33     | 27     | 22     | 16     | 10     | 7      | 5      | 5      | 4      | 3      |
| 総 計 (t/年)        |              | 6,429  | 6,158  | 5,927  | 5,720  | 5,666  | 5,602  | 5,654  | 5,490  | 5,492  | 5,389  |

【1人1日当たり排出量の推移】

| (g/人/日) |       |       |       |     |     |     |       |     |       |     |
|---------|-------|-------|-------|-----|-----|-----|-------|-----|-------|-----|
| 排 出 量   | 1,074 | 1,033 | 1,005 | 986 | 984 | 984 | 1,003 | 997 | 1,006 | 997 |

|      | 18 年   | 19 年   | 20 年   | 21 年   | 22 年   | 23 年   | 24 年   | 25 年   | 26 年   | 27 年   |
|------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 人口   | 16,404 | 16,331 | 16,153 | 15,903 | 15,777 | 15,598 | 15,440 | 15,085 | 14,951 | 14,804 |
| 排出総量 | 6,429  | 6,158  | 5,927  | 5,721  | 5,666  | 5,602  | 5,654  | 5,490  | 5,492  | 5,389  |
| 町収集  | 3,510  | 3,469  | 3,496  | 3,386  | 3,187  | 3,124  | 3,118  | 3,039  | 3,016  | 2,985  |
| 直接搬入 | 717    | 133    | 154    | 147    | 118    | 144    | 160    | 153    | 192    | 224    |
| 事業系  | 1,632  | 2,022  | 1,778  | 1,724  | 1,877  | 1,872  | 1,924  | 1,907  | 1,901  | 1,850  |
| 集団回収 | 570    | 534    | 499    | 464    | 484    | 462    | 452    | 391    | 383    | 330    |



## (2) 可燃ごみ

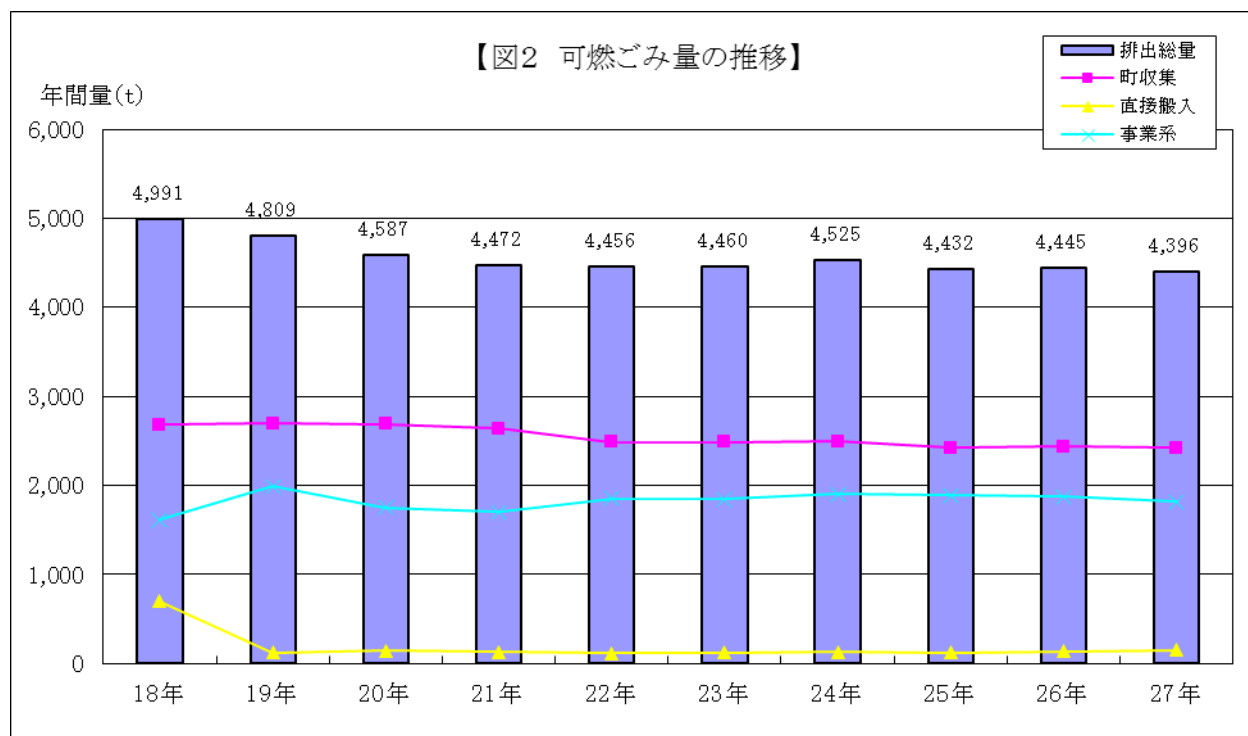
昭和44年にごみの広域処理をするため、一部事務組合として葛尾組合焼却場が操業を開始しました。坂城町の処理量は、昭和44年度の567トンを100とすると平成27年度は4,396トンで約8倍となっており、この間の人口の推移を考えると、いかに可燃ごみの増加が著しかったかがわかります。

坂城町は、平成6年11月から可燃ごみの指定袋制を導入しました。導入後の平成7年度の可燃ごみは、3,578トンで平成5年度と比較すると約20%の減量になっています。その後、ごみの排出量は微増傾向にありましたが、平成12年4月から容器包装リサイクル法の完全実施に伴い、平成15年4月からプラスチック製容器包装及び紙製容器包装の分別収集を開始しました。平成15年度の排出量は5,326トンで前年度と比較すると約6%の減量になっています。なお、平成13年4月の廃棄物処理法の改正に伴い、一部の除外規定を除いては野焼き行為が禁止になったこと、また、平成14年12月には、家庭用焼却炉についても構造基準が適用され、事実上家庭用焼却炉を使用しての焼却処理が不可能となったことから、可燃ごみが増加していきましたが、資源物の分別の推進等の結果、平成17年度をピークに5年連続で減少した後、横ばい傾向となっています。平成22年4月からはごみ処理の有料化を実施し、家庭系指定袋（可燃・不燃共通）1枚につき20円の手数料を加えて購入していただくこととなりました。また、資源物の分別を促進ため毎月1回のサンデーリサイクルを開始し、平日に排出できない人等への対応を図りました。平成26年度には毎月2回に増設するなかで、更なる資源物の分別の徹底を実施しました。また、可燃ごみの約2割を占めるといわれている生ごみは最後に残った資源化品目です。プラスチックや紙類など再資源化を図るべく分別の徹底を推進しながら、有機性資源の有効利用を図るため、生ごみのリサイクルの推進は重要であることから、今後、再生資源物の活用や処理方法の検討、研究が必要です。

また、事業系可燃ごみは平成22年度には増加に転じましたが、平成25年度より減少傾向となっています。景気など事業活動に影響するものもありますが、更に啓発等を進め、事業系可燃ごみの減少を図ることも課題です。

【可燃ごみ量の推移】

|      | 18 年  | 19 年  | 20 年  | 21 年  | 22 年  | 23 年  | 24 年  | 25 年  | 26 年  | 27 年  |
|------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 排出総量 | 4,991 | 4,809 | 4,587 | 4,472 | 4,456 | 4,460 | 4,525 | 4,432 | 4,445 | 4,396 |
| 町収集  | 2,680 | 2,693 | 2,688 | 2,637 | 2,487 | 2,489 | 2,493 | 2,423 | 2,434 | 2,425 |
| 直接搬入 | 698   | 124   | 145   | 134   | 114   | 126   | 130   | 123   | 138   | 150   |
| 事業系  | 1,613 | 1,992 | 1,754 | 1,701 | 1,855 | 1,845 | 1,902 | 1,886 | 1,873 | 1,821 |

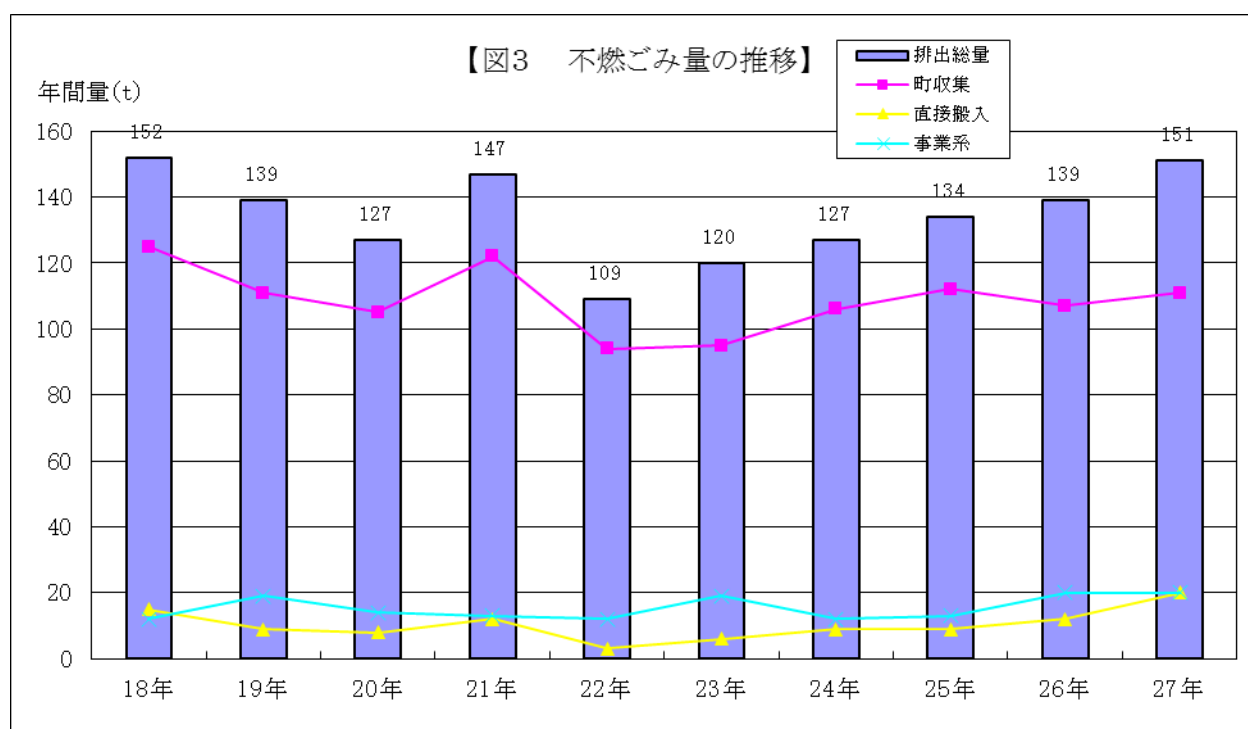


### (3) 不燃ごみ

昭和46年8月、葛尾組合不燃ごみ等処理施設(上山田)の操業が開始されました。昭和47年度の処理量124トンを100とすれば、過去最高であった平成8年度は300トンで、2.4倍の増加となっていました。坂城町は、平成8年10月からびん・缶の分別収集を開始するとともに、燃えないごみ指定袋を導入し、更に平成22年4月からごみ処理の有料化を実施しました。結果、平成22年度の不燃ごみは109トンで、過去最高であった平成8年度対比36%、過去10年の中でピークであった平成14年対比約50%、対前年比においても約26%の減少となっていますが、平成27年度においては雪害等の関係もあり151トンとなり、平成22年度と比較すると約39%の増加となりました。(【図3 不燃ごみ量の推移】を参照) 今後においても、なお一層のびん・缶等の資源の分別を徹底していく必要があります。

#### 【不燃ごみ量の推移】

|      | 18年 | 19年 | 20年 | 21年 | 22年 | 23年 | 24年 | 25年 | 26年 | 27年 |
|------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 排出総量 | 152 | 139 | 127 | 147 | 109 | 120 | 127 | 134 | 139 | 151 |
| 町収集  | 125 | 111 | 105 | 122 | 94  | 95  | 106 | 112 | 107 | 111 |
| 直接搬入 | 15  | 9   | 8   | 12  | 3   | 6   | 9   | 9   | 12  | 20  |
| 事業系  | 12  | 19  | 14  | 13  | 12  | 19  | 12  | 13  | 20  | 20  |



#### （４）資源物

坂城町では、平成３年４月から新聞紙、雑誌、ダンボールの分別収集を開始しました。また、ＰＴＡや育成会等による新聞紙等の集団回収は以前から行われていたが、平成３年度からは集団回収奨励金制度を創設することにより団体の集団回収意欲も向上しました。現在も種類別資源量をみても、総排出量の約９０％は新聞紙、雑誌、ダンボール等の紙類となっています。

平成８年１０月からは不燃ごみとして一括収集していた空きびんや空き缶の分別収集を開始しました。缶は飲料容器を中心にペットボトルへの転換が進んでいるため減少傾向にあり、平成９年４月から分別収集を開始したペットボトルは、コンビニエンスストアや自動販売機での販売増加、また、利便性などが消費者に受け入れられましたがここ数年の収集量は減少傾向にあります。

平成１２年４月の容器包装リサイクル法の完全施行により、平成１５年４月からプラスチック製容器包装及び紙製容器包装の分別収集を開始しました。また、平成２６年には紙容器包装と雑紙を統合し分別の簡略化を実施しました。容器包装類の分別はごみの減量化に大きな効果となり、平成２７年度のプラスチック製容器包装及び紙製容器包装の収集量は資源物の総量（８２８ｔ）の約１５％を占めています。

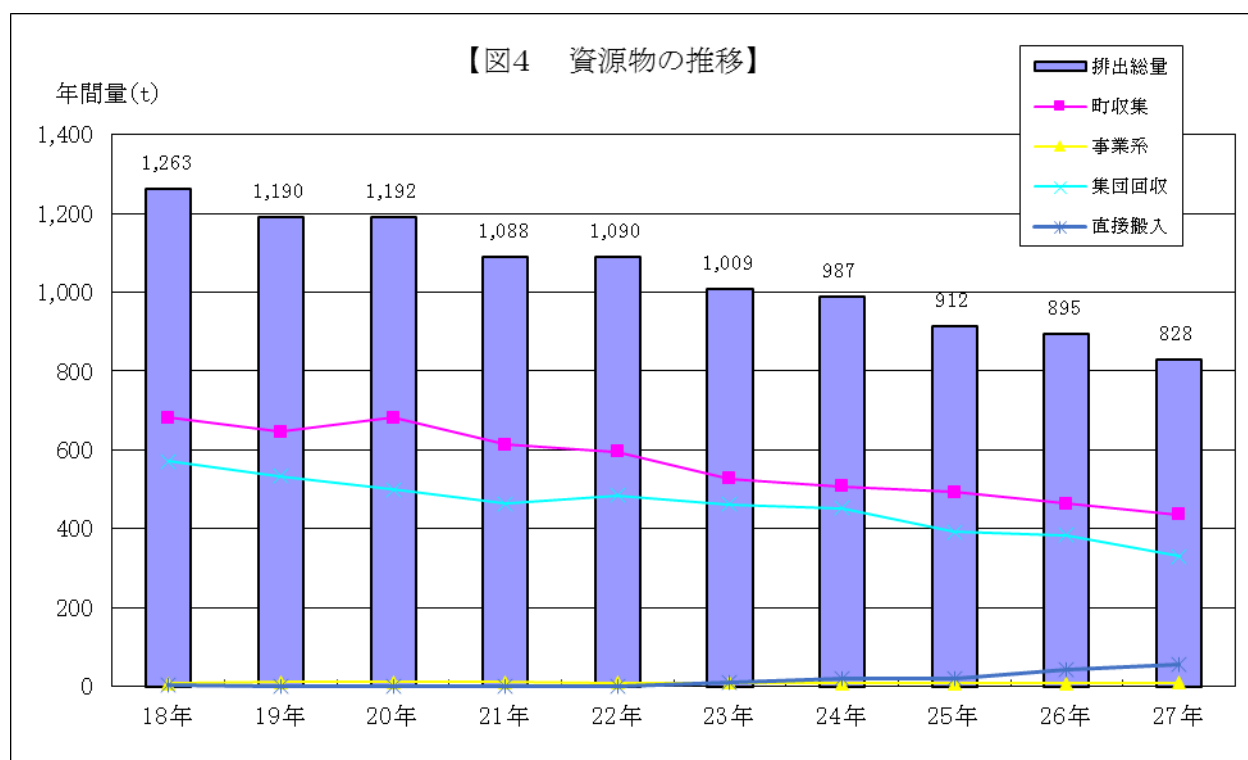
（【図４ 資源物の推移】及び【図５ 資源別収集量の推移】を参照）

更に、平成２６年度からは、使用済小型家電についても大切な資源として捉え、町内３箇所に回収ボックスを設置するとともに、サンデーリサイクルに合わせて無料回収を実施しています。

以上のように様々な取り組みの結果、資源物の分別排出が町民に定着してきています。しかし、葛尾組合のごみ焼却施設や不燃ごみ等処理施設に搬入されるごみの中には、分別できる資源物の混入が相当量見受けられます。また千曲市と比べても、ペットボトルやプラスチック製容器包装、紙類の一人当たりの排出量は少ないのが現状です。今後は更に、これら資源物がごみに混入されないよう、一層分別を徹底することが課題です。

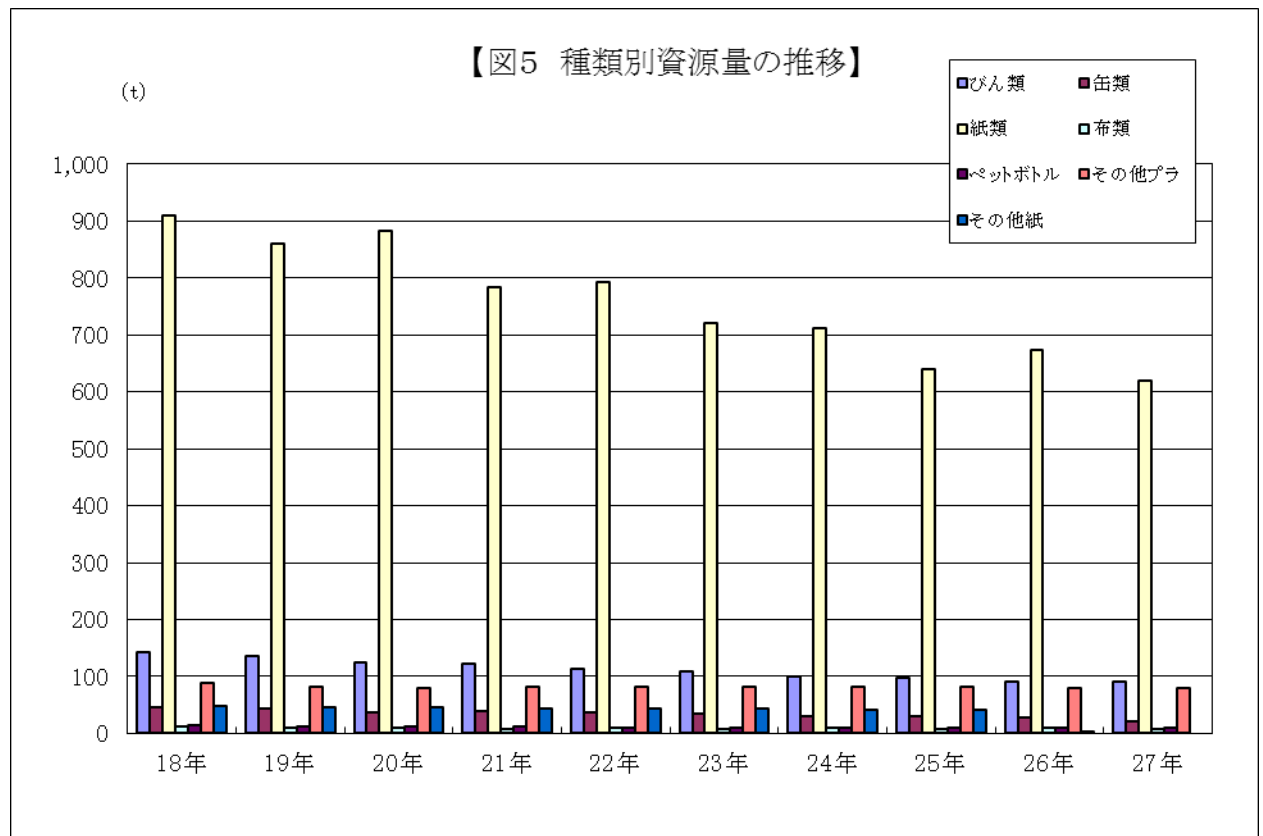
【収集方法別資源物量の推移】

|      | 18 年  | 19 年  | 20 年  | 21 年  | 22 年  | 23 年  | 24 年 | 25 年 | 26 年 | 27 年 |
|------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|------|------|------|------|
| 排出総量 | 1,263 | 1,190 | 1,192 | 1,088 | 1,090 | 1,009 | 987  | 912  | 895  | 828  |
| 町収集  | 682   | 646   | 682   | 613   | 596   | 527   | 507  | 492  | 463  | 435  |
| 直接搬入 | 4     | 0     | 1     | 1     | 1     | 11    | 20   | 21   | 41   | 54   |
| 事業系  | 7     | 10    | 10    | 10    | 9     | 9     | 8    | 8    | 8    | 9    |
| 集団回収 | 570   | 534   | 499   | 464   | 484   | 462   | 452  | 391  | 383  | 330  |



【種類別資源量の推移】

|        | 18 年  | 19 年  | 20 年  | 21 年  | 22 年  | 23 年  | 24 年 | 25 年 | 26 年 | 27 年 |
|--------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|------|------|------|------|
| びん類    | 142   | 135   | 125   | 122   | 113   | 110   | 101  | 97   | 92   | 91   |
| 缶類     | 46    | 43    | 38    | 40    | 37    | 34    | 31   | 30   | 27   | 22   |
| 紙類     | 911   | 861   | 883   | 783   | 794   | 722   | 712  | 641  | 673  | 619  |
| 布類     | 12    | 10    | 9     | 7     | 9     | 8     | 9    | 8    | 9    | 8    |
| ペットボトル | 14    | 13    | 12    | 12    | 11    | 10    | 11   | 11   | 10   | 9    |
| その他プラ  | 89    | 82    | 80    | 81    | 83    | 82    | 81   | 83   | 80   | 79   |
| その他紙   | 49    | 46    | 45    | 43    | 43    | 43    | 42   | 42   | 4    | 0    |
| 小計     | 1,263 | 1,190 | 1,192 | 1,088 | 1,090 | 1,009 | 987  | 912  | 895  | 828  |



## (5) 粗大ごみ・有害ごみ

昭和63年度から、粗大ごみは収集を開始し、平成13年度以降の統計は【図6】のとおりですが、平成17年度をピークに減少傾向にあります。また、水銀などの有害物質を含んでいる有害ごみの処理については、乾電池は昭和57年7月より収集を開始、平成15年4月から従来不燃ごみとして処理していた蛍光灯の収集を開始し、平成16年4月からはそれぞれ収集所に専用のコンテナを置き水銀による大気や土壌汚染の防止に努めるとともに、リサイクルに努めています。特に水銀含有廃棄物については、国際法上等の動きを注視し、継続的な処理ができるシステムを引き続き進める必要があります。

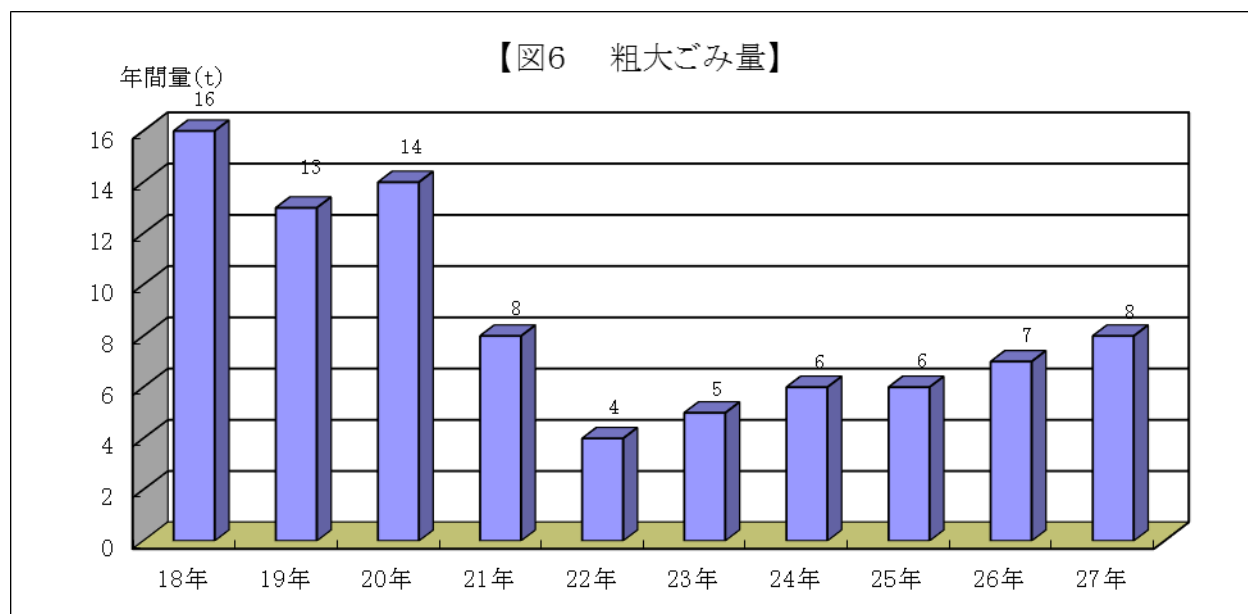
家電5品目（テレビ・冷蔵庫（冷凍庫含む）・洗濯機・乾燥機・エアコン）については、平成13年4月に家電リサイクル法が施行になり、町民は小売店に、そして小売店は製造メーカーに引渡し、新しい製品の原材料として活用するというリサイクルの仕組みとなりました。町では、これら家電5品が適正に引き取り・再資源化されるよう、粗大ごみの収集日に町民が排出できる仕組みを継続しています。

しかし、山間部等においては現在も家電品などの不法投棄が見受けられます。今後更に、ルール周知徹底を図り、啓発活動を充実させるとともに、地域住民や警察との連携、不法投棄監視員や不法投棄防止パトロールによる監視体制の強化をする必要があります。

平成15年10月から「資源有効利用促進法」に基づき、家庭から排出される使用済みパソコンの回収とリサイクルをする「パソコンリサイクル」が開始されました。回収の仕組みが複雑なため、排出の際に町民が戸惑うことのないよう、情報提供する必要があります。

【粗大ごみ量の推移】

|      | 18 年 | 19 年 | 20 年 | 21 年 | 22 年 | 23 年 | 24 年 | 25 年 | 26 年 | 27 年 |
|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|
| 粗大ごみ | 16   | 13   | 14   | 8    | 4    | 5    | 6    | 6    | 7    | 8    |

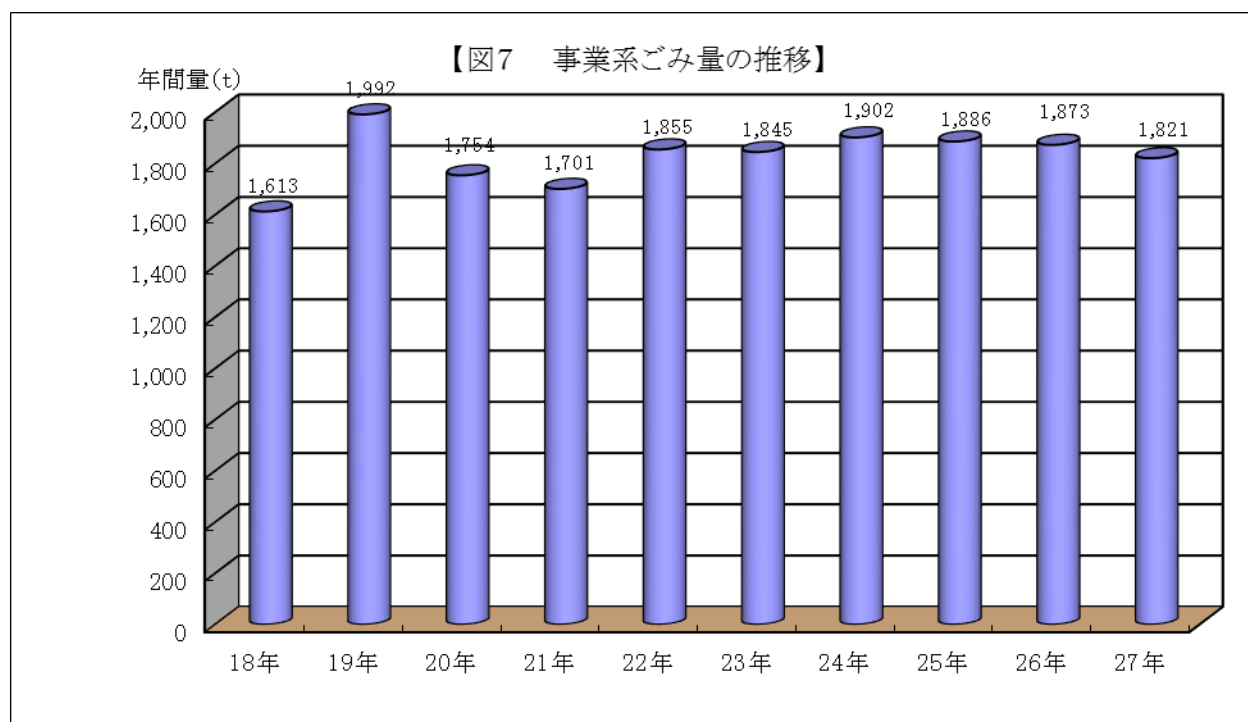


## (6) 事業系ごみ（可燃ごみ）

収集所に出されていた事業系のごみは、平成元年から許可業者による収集を開始し、葛尾組合でも受け入れています。平成19年度には、葛尾組合へ直接搬入するごみを事業系と家庭系で分けられるシステムを構築しました。排出量は平成19年度から3年連続で減少しましたが、平成22年度は増加に転じ、その後横ばい傾向となっています。事業系ごみは景気の動向に大きな影響を受けますが、今後更に、「**事業系ごみの排出責任は事業者であること**」を基本として、排出抑制や分別排出等について一層の啓発を実施していく必要があります。

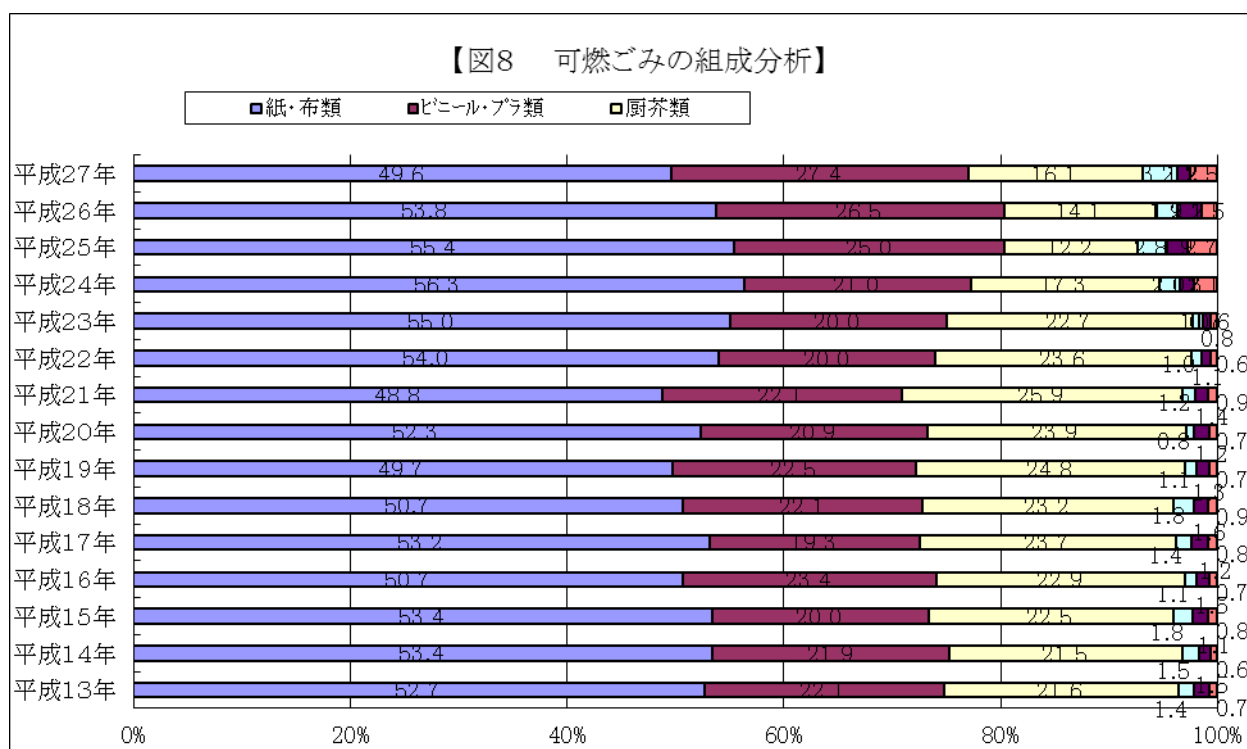
### 【事業系ごみ量の推移】(可燃)

|       | 18年   | 19年   | 20年   | 21年   | 22年   | 23年   | 24年   | 25年   | 26年   | 27年   |
|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 事業系ごみ | 1,613 | 1,992 | 1,754 | 1,701 | 1,855 | 1,845 | 1,902 | 1,886 | 1,873 | 1,821 |



## 5. 可燃ごみの質の現状

葛尾組合焼却場での可燃ごみのごみ質は【図8】で示すとおりですが、重量比で紙・布類が最も多く、次いで厨芥類、ビニール・プラスチック類となっています。また、紙・布類は約半分を占めており、これらの3類の資源化を一層推進する必要があります。発熱量については、平成8年度は 2,132kcal/kgでしたが、平成22年度は 2,208kcal/kg、平成27年度は 2,316kcal/kgとなっています。一般的に紙・プラスチックが多い場合には発熱量が高くなるといわれ、その傾向を発熱量から裏付ける形となっています。複雑なごみ質の変化に伴う焼却はダイオキシン類を規制基準（1ナノグラム）にすることが急務でしたが、平成13年6月にバグフィルターの設置、焼却方法の改善などによりダイオキシン類対策を完了しています。平成27年度に実施した排ガス中のダイオキシン類の検査結果では、1号炉においては0.00043ナノグラム、2号炉においては0.00026ナノグラムと、規制基準値1ナノグラムに対して大きく下回り維持管理されています。

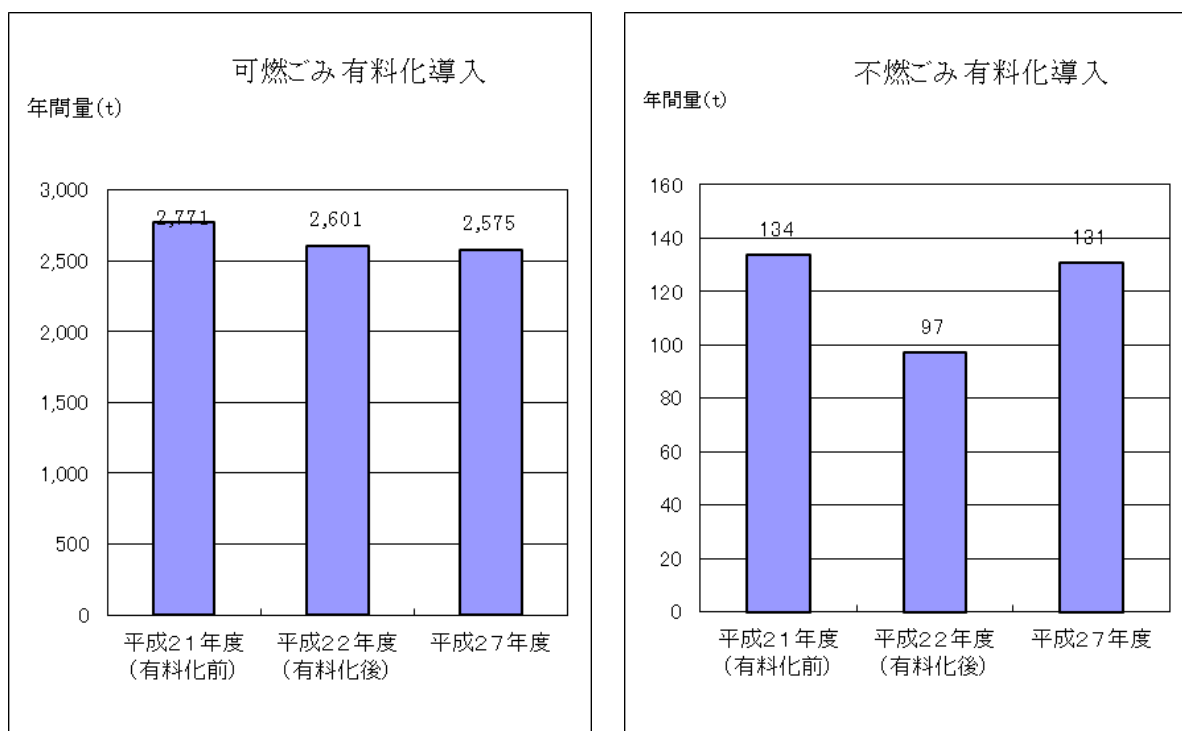


## 6. ごみ減量化、資源化施策の状況

### (1) 減量化の状況

#### ○ごみ指定袋の有料化

ごみの抑制対策として、坂城町では平成6年11月から可燃ごみの指定袋を、そして、平成8年10月からは不燃ごみ指定袋を導入しました。また、平成22年4月からはごみ指定袋の有料化が実施されました。その後平成27年度までは、可燃物は横ばい、不燃物は微増傾向となっています。



### (2) 資源化等への助成・支援

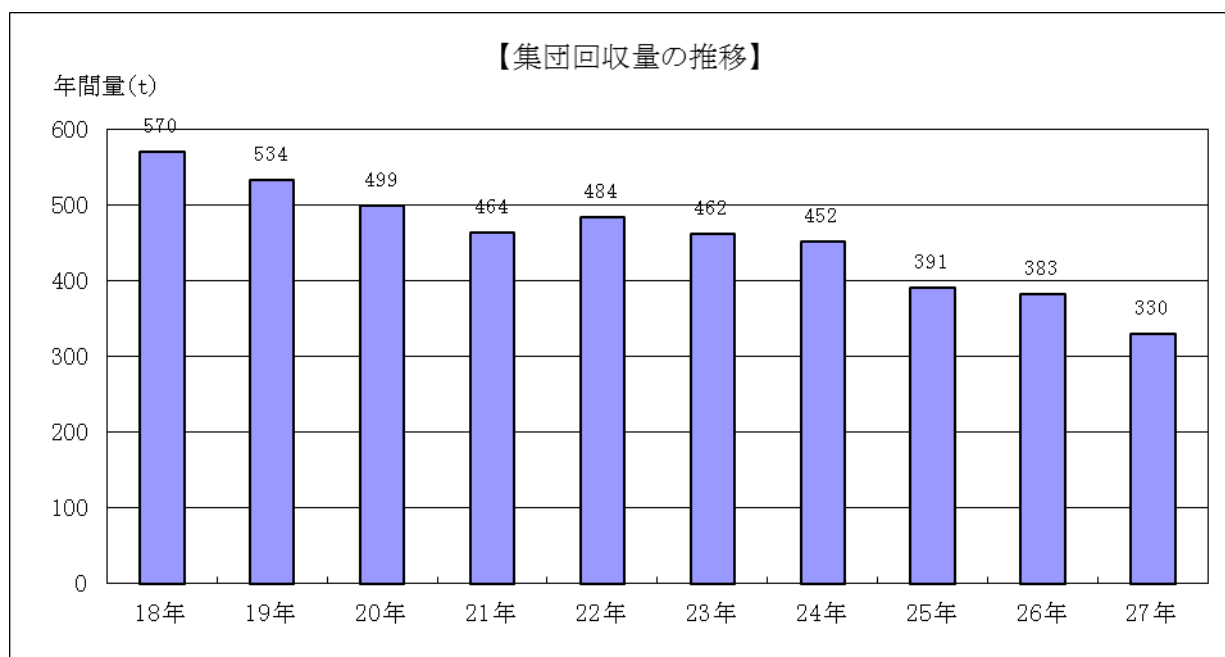
#### ①資源物回収奨励金

PTA 等各種団体が回収した新聞・雑誌・ダンボールなどの資源物の量に応じて奨励金を交付しています。(びんは50本単位で50円、その他1kg当たり2円)

回収量は平成18年度をピークに年々減少傾向にありましたが、平成22年度のごみ指定袋有料化開始時には増加しましたが、平成23年度以降は、民間店舗の資源物回収の普及などから減少傾向となっています。【図9 集団回収量の推移】を参照)

## 【集団回収実績】

|       | 18 年 | 19 年 | 20 年 | 21 年 | 22 年 | 23 年 | 24 年 | 25 年 | 26 年 | 27 年 |
|-------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|
| 集団回収量 | 570  | 534  | 499  | 464  | 484  | 462  | 452  | 391  | 383  | 330  |



## ②一般廃棄物収集所設置補助金

ごみ収集所は、区役員をはじめとする区民の協力により、衛生的に利用されています。収集所の一層の環境整備や資源回収の促進をするため、区等が収集所の設置及び修繕に要する費用の2分の1以内、最高限度額10万円の補助を行なっていましたが、平成22年度からは、費用の3分の2以内、最高限度額15万円の補助としました。

### ③生ごみ処理機及び堆肥化容器等購入補助金

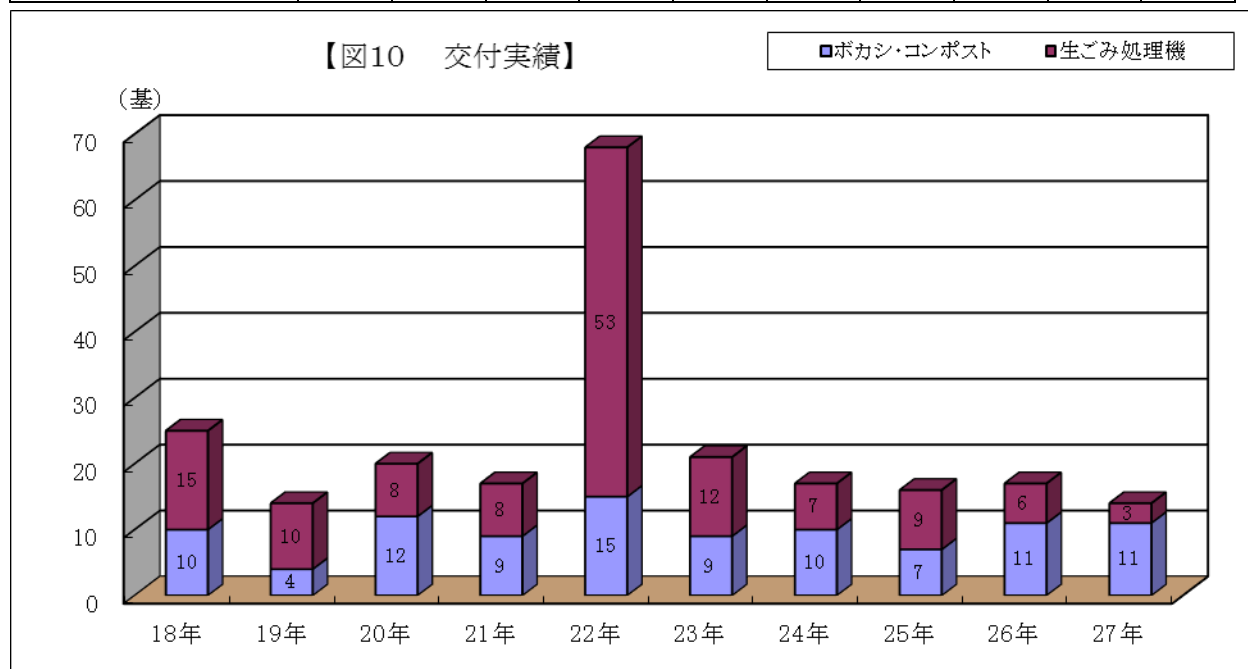
一般家庭から排出される生ごみを排出者自らが堆肥化することによって、ごみの減量化と資源化を図るため、一般家庭で生ごみ処理機等を購入する費用に対して補助を行っています。補助基準については、購入費の50%以内で2万円を限度額としていましたが、平成22年度からはごみ処理有料化とともに補助限度額を4万円に増額しました。

結果、交付実績については年々減少していましたが、平成22年度については前年度対比400%と大幅な増加となっていますが、平成23年度以降横ばい傾向となっています。なお交付の実績は【図10 交付実績】のとおりです。

今後、更なる生ごみの減量化、資源化に向けて、制度の普及・啓発に努める必要があります。

【生ごみ処理機等購入補助金交付実績】

|           | 18年 | 19年 | 20年 | 21年 | 22年 | 23年 | 24年 | 25年 | 26年 | 27年 |
|-----------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| ボカシ・コンポスト | 10  | 4   | 12  | 9   | 15  | 9   | 10  | 7   | 11  | 11  |
| 生ごみ処理機    | 15  | 10  | 8   | 8   | 53  | 12  | 7   | 9   | 6   | 3   |
| 計         | 25  | 14  | 20  | 17  | 68  | 21  | 17  | 16  | 17  | 14  |



### (3) 適正処理の状況

#### ①家庭用焼却炉の回収費用の一部補助

平成14年12月から野焼きの禁止に伴い、家庭用焼却炉にも800℃以上で燃焼させるなどの構造基準が適用され、家庭での簡易焼却は事実上できなくなりました。

これに伴い使用できなくなった家庭用焼却炉の回収に係る補助を、費用の3分の1、限度額1,500円として、平成15年度から平成16年度にかけて実施しました。

今後も、野焼きや家庭焼却炉を用いた焼却の禁止に関する啓発を推進する必要があります。

#### ②不法投棄対策

不法投棄防止のため、不法投棄禁止を呼びかける看板の設置や職員によるパトロールを実施してきましたが、減少がみられないことから平成12年度から定期的な不法投棄防止パトロールや投棄物の回収及び啓発看板の設置を実施しています。

また毎年4月には千曲川クリーンキャンペーン、6月には環境月間に合わせた取り組みを実施し、多くの町民・各種団体・企業等のボランティアによる参加によって不法投棄ごみの回収を実施しています。自治区による環境浄化事業、企業等の自主的な清掃活動も行われており、環境保全への意識が高まっています。

## 7. ごみ、資源物処理費の推移

平成27年度のごみ、資源物の処理に要した経費は125,578千円で前年と比較すると約7%の減少となりました。また、町民1人当たりでは、前年に比べ約630円減少し、8,425円となっています。【表3 ごみ処理経費の推移】

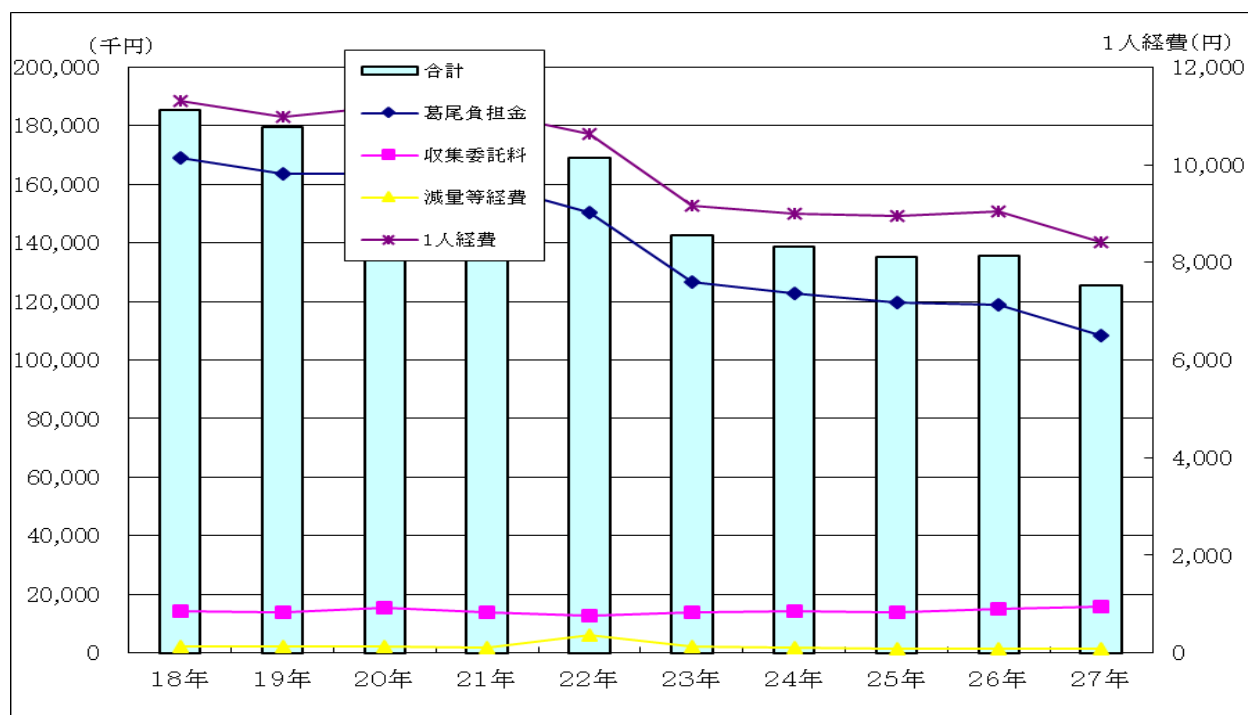
今後は長野広域連合によるごみ焼却処理施設の整備に伴い、建設に係る多額の費用が必要となります。ごみ処理の適正処理を果たすうえでは必要な経費ですので、効率的な収集や施設運営に努めるとともに、町民・事業者処理費用の適正な負担を求めていく必要があります。

【表3 ごみ、資源物処理経費の推移】

(単位：千円)

|     | 葛尾負担金   | 収集委託料  | 減量等経費 | 合計      | 1人経費   | 1kg経費(円) |
|-----|---------|--------|-------|---------|--------|----------|
| 18年 | 168,858 | 14,314 | 2,378 | 185,550 | 11,311 | 39       |
| 19年 | 163,406 | 13,970 | 2,060 | 179,436 | 10,987 | 43       |
| 20年 | 163,439 | 15,302 | 2,135 | 180,876 | 11,076 | 44       |
| 21年 | 160,130 | 14,031 | 1,786 | 175,947 | 11,064 | 44       |
| 22年 | 150,431 | 12,649 | 5,970 | 169,050 | 10,715 | 45       |
| 23年 | 126,690 | 13,797 | 2,110 | 142,597 | 9,160  | 38       |
| 24年 | 122,654 | 14,375 | 1,824 | 138,853 | 8,993  | 37       |
| 25年 | 119,819 | 13,968 | 1,526 | 135,313 | 8,953  | 38       |
| 26年 | 118,940 | 14,883 | 1,577 | 135,400 | 9,056  | 38       |
| 27年 | 108,273 | 16,011 | 1,294 | 125,578 | 8,425  | 35       |

※ 減量化等経費は、資源物回収奨励金・分別収集交付金・生ごみ減量化容器等設置補助金・収集所設置補助金等が含まれます。



## 第3章 循環型社会形成のための基本理念と基本方針

### 第1節 基本理念

坂城町第5次長期総合計画では、清潔で潤いのある生活環境を確保するため、住民、事業者、行政が一体となつてごみの減量化・再利用化・資源化を推進し、新処理施設の建設までは適正な処理施設の運営や処理体制の整備に努めるとともに、効率的な収集・処理を図るとしています。

そこで一般廃棄物処理基本計画の基本理念を、長期総合計画のとおり以下のように定めます。

### 清潔で潤いのある生活環境の形成

### 第2節 基本方針

住民・事業者・行政が一体となつて、ごみのリデュース（排出抑制）、リユース（再利用）、リサイクル（再生利用）の3Rを推進し、処理施設や処理体制の整備に努めるとともに、循環型社会に向けた意識の高揚を図ります。

また、清潔で快適な生活環境を確保するために、効率的な収集・処理を図ります。

#### 施策の基本方針

#### 1. 循環型社会に向けた意識の高揚

ごみ処理は、住民一人ひとりが3Rを実施することが何よりも重要なことから、こうした視点に基づいて、ごみに対する啓発活動を推進します。

#### 2. ごみ処理

##### （1）ごみの減量化・再利用化・資源化

家庭や事業所と行政が一体となつて、ごみの減量化と分別徹底によるごみの再利用化、資源化を促進します。

##### （2）ごみの排出方法の徹底

ごみの収集所の整備と排出方法など、ルール徹底のための啓発を推進します。

##### （3）生ごみの資源化の促進

家庭系可燃ごみに多く含まれる生ごみの自家処理、農業との連携など、資源化対策を推進します。

## 第4章 将来予測

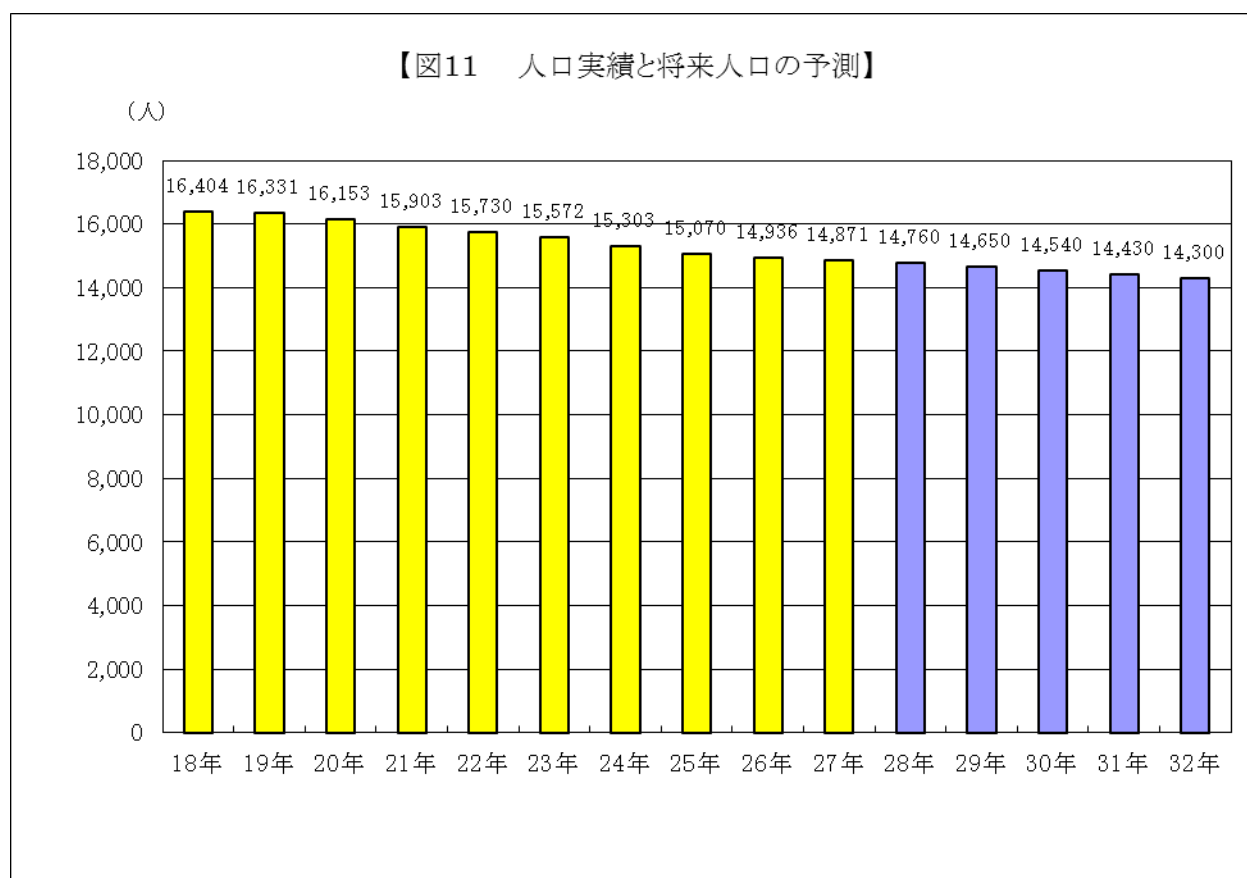
### 第1節 人口の予測

将来のごみ・資源物の排出量や処理量を予測するためには、計画期間における人口を予測する必要があります。本町の人口は減少傾向にあり、平成18年は16,404人でしたが、平成27年は14,871人と約9.3%（1,533人）減少しました。

坂城町の将来人口は、坂城町第5次長期総合計画の設定と同様とし、【図11 人口実績と将来人口の予測】のように推計し、計画の目標年度である平成32年の人口を14,300人とします。

#### 【人口実績と将来人口の予測】

| 18年    | 19年    | 20年    | 21年    | 22年    | 23年    | 24年    | 25年    | 26年    | 27年    | 28年    | 29年    | 30年    | 31年    | 32年    |
|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 16,404 | 16,331 | 16,153 | 15,903 | 15,730 | 15,572 | 15,303 | 15,070 | 14,936 | 14,871 | 14,760 | 14,650 | 14,540 | 14,430 | 14,300 |



※人口は各年10月1日現在です。

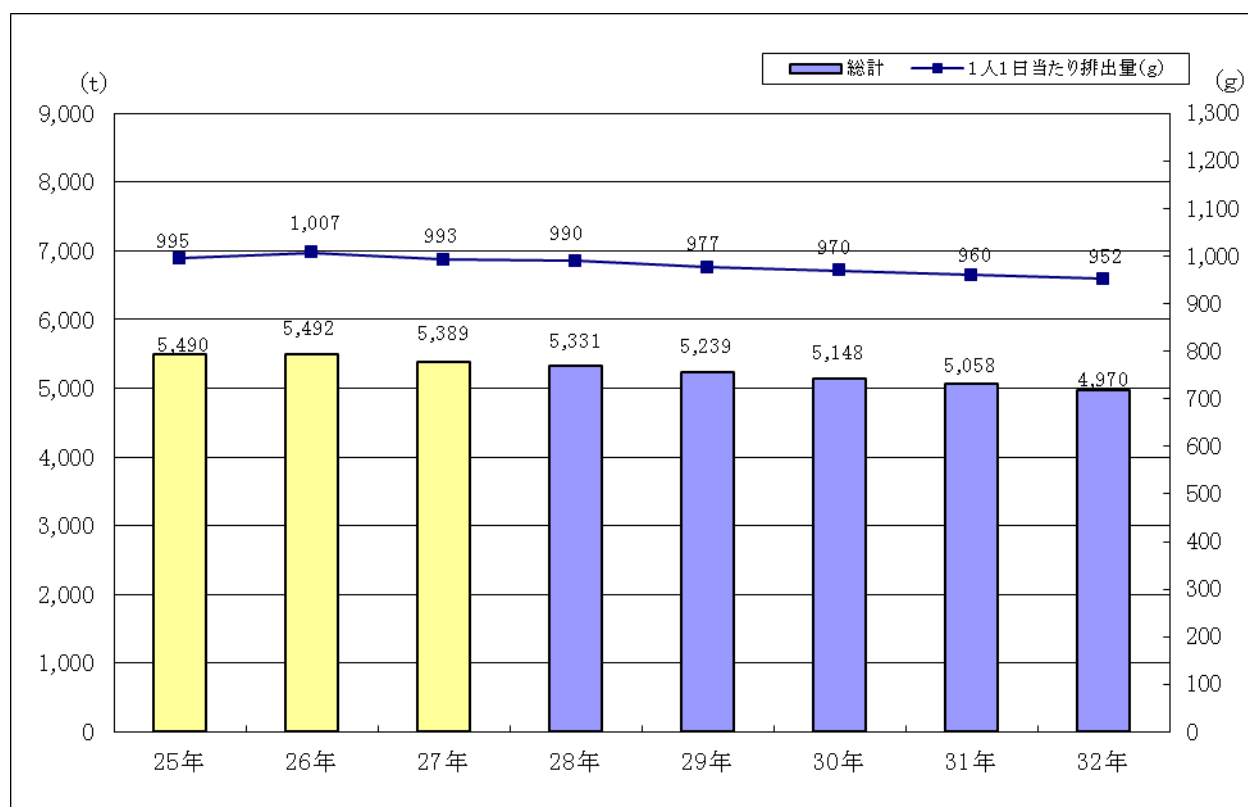
## 第2節 ごみ、資源物の排出量の予測

平成25年から平成27年度の実績データをもとに、現在の減量化や資源化施策を実施していった場合の将来のごみ・資源物の排出量を予測しました。それによると【図12 将来ごみ、資源物の排出量の予測】のとおり平成32年度は、平成25年度に対して約9.5%の減少となり4,970トンと見込まれ、また、1人1日当たりの排出量は平成25年度に比較して約4.3%（43g）の減少と予想されます。

ごみ収集の項目別排出予測【図13】を平成32年度と平成25年度を比較すると、収集ごみが約10%、事業系ごみが約10%、集団回収が14%の減少、直接搬入ごみが約13%の増加となることが予測されます。

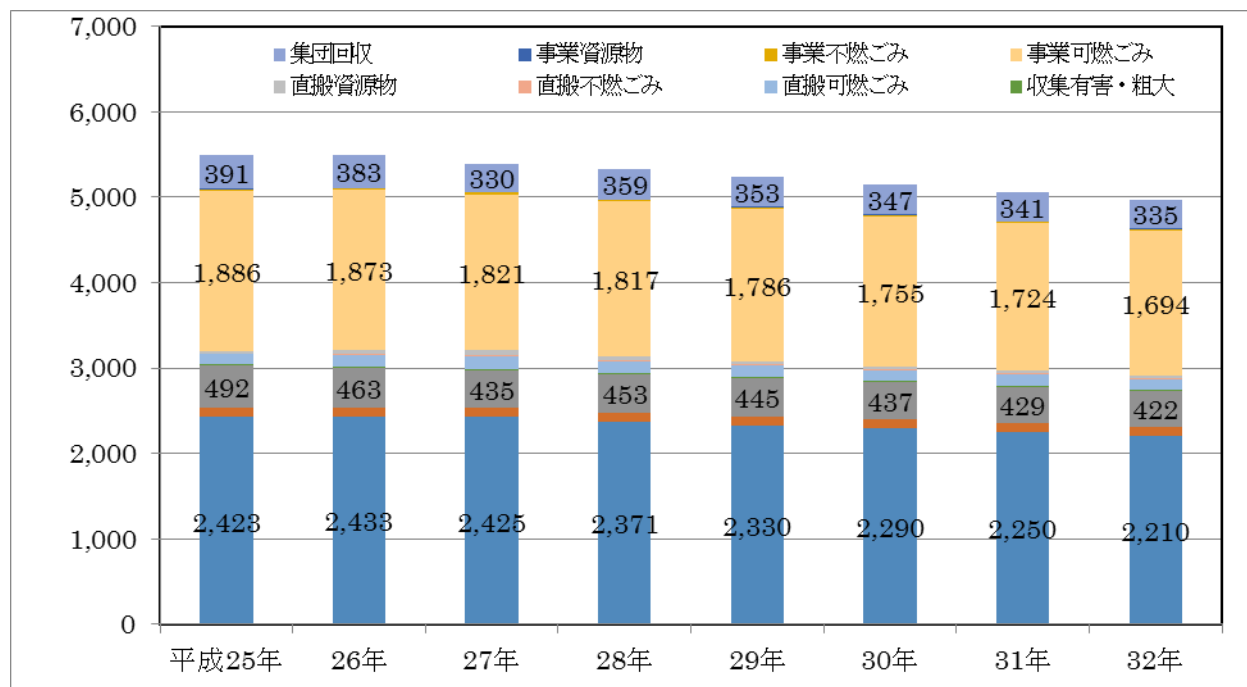
|               | 25年   | 26年   | 27年   | 28年   | 29年   | 30年   | 31年   | 32年   |
|---------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 総計            | 5,490 | 5,492 | 5,389 | 5,331 | 5,239 | 5,148 | 5,058 | 4,970 |
| 1人1日当たり排出量(g) | 995   | 1,007 | 993   | 990   | 977   | 970   | 960   | 952   |

【図12 将来ごみ、資源物の排出量の予測】（現状施策継続時）



|        |       | 25 年  | 26 年  | 27 年  | 28 年  | 29 年  | 30 年  | 31 年  | 32 年  |
|--------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 収<br>集 | 可燃ごみ  | 2,423 | 2,433 | 2,425 | 2,371 | 2,330 | 2,290 | 2,250 | 2,210 |
|        | 不燃ごみ  | 112   | 107   | 111   | 107   | 106   | 104   | 102   | 100   |
|        | 資源物   | 492   | 463   | 435   | 453   | 445   | 437   | 429   | 422   |
|        | 有害・粗大 | 12    | 13    | 14    | 13    | 12    | 12    | 12    | 12    |
| 直<br>搬 | 可燃ごみ  | 123   | 138   | 150   | 134   | 132   | 129   | 127   | 125   |
|        | 不燃ごみ  | 9     | 13    | 20    | 14    | 13    | 13    | 13    | 13    |
|        | 資源物   | 21    | 41    | 54    | 38    | 37    | 36    | 36    | 35    |
| 事<br>業 | 可燃ごみ  | 1,886 | 1,873 | 1,821 | 1,817 | 1,786 | 1,755 | 1,724 | 1,694 |
|        | 不燃ごみ  | 13    | 20    | 20    | 17    | 17    | 17    | 16    | 16    |
|        | 資源物   | 8     | 8     | 9     | 8     | 8     | 8     | 8     | 8     |
| 集団回収   |       | 391   | 383   | 330   | 359   | 353   | 347   | 341   | 335   |
| 合計     |       | 5,490 | 5,492 | 5,389 | 5,331 | 5,239 | 5,148 | 5,058 | 4,970 |

【図 1 3 ごみ、資源物の収集項目別排出量の予測】（現状施策継続時）



【表4 ごみ、資源物別排出量の予測明細】

| 項 目               |              | 平成 25 年 | 平成 26 年 | 平成 27 年 | 平成 28 年 | 平成 29 年 | 平成 30 年 | 平成 31 年 | 平成 32 年 |
|-------------------|--------------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 人 口 (人)           |              | 15,070  | 14,936  | 14,871  | 14,760  | 14,650  | 14,540  | 14,430  | 14,300  |
| 町<br>収<br>集       | 年間収集量 (t/年)  | 3,039   | 3,016   | 2,985   | 2,944   | 2,893   | 2,843   | 2,793   | 2,744   |
|                   | 可燃ごみ (t/年)   | 2,423   | 2,433   | 2,425   | 2,371   | 2,330   | 2,290   | 2,250   | 2,210   |
|                   | 不燃ごみ (t/年)   | 112     | 107     | 111     | 107     | 106     | 104     | 102     | 100     |
|                   | 資源物 (t/年)    | 492     | 463     | 435     | 453     | 445     | 437     | 429     | 422     |
|                   | びん類 (t/年)    | 92      | 89      | 88      | 92      | 90      | 89      | 87      | 85      |
|                   | ペットボトル (t/年) | 11      | 9       | 9       | 9       | 9       | 9       | 9       | 9       |
|                   | その他プラ (t/年)  | 83      | 80      | 78      | 81      | 80      | 78      | 77      | 76      |
|                   | その他紙 (t/年)   | 41      | 4       | 0       | 0       | 0       | 0       | 0       | 0       |
|                   | 缶類 (t/年)     | 22      | 18      | 16      | 17      | 16      | 16      | 16      | 15      |
|                   | 紙類 (t/年)     | 241     | 261     | 242     | 252     | 248     | 243     | 238     | 235     |
|                   | 布類 (t/年)     | 2       | 2       | 2       | 2       | 2       | 2       | 2       | 2       |
|                   | その他 (t/年)    | 6       | 6       | 6       | 6       | 6       | 6       | 6       | 6       |
|                   | 粗大ごみ (t/年)   | 6       | 7       | 8       | 7       | 6       | 6       | 6       | 6       |
| 直<br>接<br>搬<br>入  | 年間量 (t/年)    | 153     | 192     | 224     | 186     | 182     | 178     | 176     | 173     |
|                   | 可燃ごみ (t/年)   | 123     | 138     | 150     | 134     | 132     | 129     | 127     | 125     |
|                   | 不燃ごみ (t/年)   | 9       | 13      | 20      | 14      | 13      | 13      | 13      | 13      |
|                   | 資源物 (t/年)    | 21      | 41      | 54      | 38      | 37      | 36      | 36      | 35      |
| 事<br>業<br>系       | 年間量 (t/年)    | 1,907   | 1,901   | 1,850   | 1,842   | 1,811   | 1,780   | 1,748   | 1,718   |
|                   | 可燃ごみ (t/年)   | 1,886   | 1,873   | 1,821   | 1,817   | 1,786   | 1,755   | 1,724   | 1,694   |
|                   | 不燃ごみ (t/年)   | 13      | 20      | 20      | 17      | 17      | 17      | 16      | 16      |
|                   | 資源物 (t/年)    | 8       | 8       | 9       | 8       | 8       | 8       | 8       | 8       |
| 集<br>団<br>回<br>収  | 年間量 (t/年)    | 391     | 383     | 330     | 359     | 353     | 347     | 341     | 335     |
|                   | 缶類 (t/年)     | 8       | 7       | 6       | 7       | 6       | 6       | 6       | 6       |
|                   | 紙類 (t/年)     | 373     | 366     | 315     | 342     | 338     | 332     | 326     | 320     |
|                   | 布類 (t/年)     | 6       | 7       | 6       | 7       | 6       | 6       | 6       | 6       |
|                   | びん (t/年)     | 4       | 3       | 3       | 3       | 3       | 3       | 3       | 3       |
| 総 計 (t/年)         |              | 5,490   | 5,492   | 5,389   | 5,331   | 5,239   | 5,148   | 5,058   | 4,970   |
| 1人1日当たり排出量(g/人/日) |              | 995     | 1,007   | 993     | 990     | 977     | 970     | 960     | 952     |

## 第5章 減量化目標と具体的方策

### 第1節 減量化目標値の設定

長野県は、平成26年度において1人当たりのごみの排出量の少ない都道府県第1位となりました。一方、坂城町は、県内では多いほうから10位と、他市町村に比べ1人当たりのごみの排出量が多い状況です。

今後のごみ等の排出量の予測ですが、平成27年度の実績は5,389トンで、現在の施策を継続した場合、平成32年度は4,970トン【表4 ごみ、資源物別排出量の予測明細】となり年々減少傾向になることが予測されます。

前計画の減量化については、循環型社会形成推進基本計画（平成20年3月に改定）に基づき、長野広域連合で定めた「ごみ処理広域化基本計画」による減量目標に準じた目標値となっていました。平成23年2月に示された長野広域連合による「新ごみ処理広域化基本計画」においては、ごみ減量化目標値は各市町村の一般廃棄物処理基本計画でそれぞれ示すとされ、長野広域連合全体における減量目標については示さないこととされました。このことから、更なるごみの減量化・資源化の必要性から、当町において独自に減量目標を定め、ごみ処理基本計画を策定し推進していきます。

本計画で定める各種施策の進捗状況を評価し着実に実行していくために、平成27年度を基準年度とし、目標年次である平成32年度における具体的な数値目標を設定します。

また、減量化目標については、国（第3次循環型社会形成推進基本計画等）・県が計画で定めている指標及び目標値、長野広域連合の関係市町村が定める目標値を参考としながら、将来ごみ量の推移や各種施策等を踏まえ、当町独自の目標値を設定します。

#### ごみの減量化目標

##### 平成27年度実績に対する平成32年度のごみ減量目標

|         |       |
|---------|-------|
| 家庭系可燃ごみ | 10%削減 |
| 事業系可燃ごみ | 10%削減 |

平成 27 年度の排出量を基に平成 32 年度の目標値

|             | 平成 27 年度 | 平成 32 年度     | 削 減 量 |
|-------------|----------|--------------|-------|
| 家庭系可燃ごみ (t) | 2,575    | <b>2,318</b> | △257  |
| 事業系可燃ごみ (t) | 1,821    | <b>1,639</b> | △182  |

## 第 2 節 減量化のための具体的な方策

減量化の具体的な方策として次の取組みを行います。

### 1. 町の取組み

- ・住民や事業者に対し、ごみ減量化の意識向上を図るための情報提供を行う。
- ・ごみや資源物について、地区懇談会の開催等により適正排出の徹底を図る。
- ・学校教育や生涯学習活動の場において、減量・リサイクル等の環境教育を行う。
- ・住民団体等による集団回収や住民・事業者による生ごみの減量に対して助成や支援を行う。
- ・住民による生ごみ処理機等の購入に対しての補助制度を充実させる。
- ・分別収集促進を図るため、広報誌等による PR 活動を行う。
- ・マイバッグ運動の展開を推進する。
- ・消費生活展での減量・リサイクル等について啓発活動を行う。
- ・事業活動から排出されるごみの処理やリサイクルの責任は排出者の責任として事業者にあることを浸透させるよう啓発、指導を行う。
- ・事業所にごみの減量化・資源化についての啓発パンフレット等を配布し、ごみの減量化・資源化の徹底を促進する。
- ・ごみの多量排出業者に対しては、減量のための指導等を行う。
- ・事業者に対し、製造・加工等における廃棄物減量化の要請を行う。
- ・販売業者等に対する包装の簡素化等の要請を行う。
- ・クリーンキャンペーン等美化運動を継続して実施する。
- ・町放置自動車等処理要綱に基づく処理を実施する。
- ・ごみの減量化・資源化施策を行う事業者への支援の検討を行う。

## 2. 住民の取組み

- ・食品ロスの削減や生ごみ堆肥化機器等の利用により、生ごみの発生抑制に努める。
- ・農村部においては、生ごみを農地へ還元する。
- ・使用可能な不用品はフリーマーケットやバザー等を利用し、再利用を図り、ライフサイクル全体を考えた環境配慮型の消費活動を心掛ける。
- ・ごみや資源物の適正排出に努める。
- ・環境問題やごみ問題は自分自身の問題であることを認識し、町や事業者とともに責任と役割を自覚し、日常生活のあらゆる場面において「ごみの排出抑制（リデュース）・再使用（リユース）・再資源化（リサイクル）」の3Rを意識し行動する。
- ・マイバッグ運動や美化運動などの町が行なう施策及び資源回収などの地域の活動に協力し、積極的に参加する。

## 3. 事業者の取組み

- ・循環型社会形成に向けて廃棄物・リサイクル対策については、関係法令等に基づき実効ある取組みをする。
- ・製造・流通事業者の協力により回収体制を整備し、発生源における排出抑制を進める。
- ・リターナブル容器の使用や包装の簡素化を実施するとともに、簡易包装や量り売りを積極的に行い、使い捨てや包装ごみを抑制する。
- ・事業活動に使用する原材料には、できるだけ再生資源を利用し、資源の循環に努める。
- ・製品・商品の梱包材については、使用量を極力促成するよう梱包方法の工夫をするとともに、製造販売事業者の責任において回収・再利用する体制を整える。
- ・再利用や修理等がしやすく、長期間使用できる製品を製造するとともに、使い捨て容器から詰め替え容器への転換を図る。
- ・事業所から発生する廃棄物は、自らの責任において適正処分に努めるとともに、減量化・資源化を推進する。
- ・機密文書の再資源化への誘導を推進する。
- ・ごみ問題は、事業者にも関わる問題であることを認識し、町が行う施策に協力するとともに、美化運動などの地域の活動に協力し、積極的に参加する。

## 第2部 生活排水処理基本計画

当町は、中央を北に流れる千曲川を底辺に、東西に扇状地を形成しています。東に大峰山、南に虚空蔵山、西に九竜山、北に鏡台山と、標高 1,000m クラスの緑豊かな山々が町を囲んでいます。

千曲川は豊かな水量と四季変化に富んだ表情を見せ、あらゆる生命の源であり、大地に豊かな実りをもたらし、人々の心や生活に憩いと潤いを与えてくれるオアシスです。

これら河川等の水質が生活排水により汚濁することを防止するため、早急に公共下水道整備を進め、併せて合併処理浄化槽の設置を促進していきます。

### 第1章 計画の基本的事項

#### 第1節 基本方針

##### 1. 生活排水に係る理念、目標

水環境改善に対する普及啓発活動、また公共下水道、合併処理浄化槽により河川の水質は徐々に浄化されつつあり、水質汚濁の主要因の家庭からの生活排水の適切な処理である水洗化を進めていきます。

生活排水処理の目標としては、生活環境の向上及び水質改善にとどまらず地域の人々に親しまれる河川の復活を目指すものとし、具体的には、

- ① 河川水質の向上
- ② 魚や小動物が住むきれいな河川
- ③ 子供たちが水遊びできる水辺環境

とします。

##### 2. 生活排水処理施設整備の基本方針

生活排水は各家庭から必然的に排出されるものであり、住民一人ひとりの水環境の改善に対する意識向上が必要となります。

水洗化の整備を進めるうえで住民と行政の役割を明確にし、水の公共利用、健全な水循環に関する普及啓発を図りながら、町内全戸を対象として次を基本に生活排水処理施設の整備を進めます。

- ① 公共下水道計画区域内は、公共下水道事業の整備を進めます。
- ② 公共下水道計画区域外は、合併処理浄化槽の普及を進めます。

## 第2節 目標年度

|         |              |
|---------|--------------|
| 計画の目標年度 | 平成32（2020）年度 |
|---------|--------------|

計画期間は、平成28年度から平成32年度までの5年間とし、計画の目標年度は平成32年度とします。

なお、計画の期間内であっても、法改正や社会経済情勢の変化等により、必要が生じた場合には適宜、計画の見直しを実施します。

## 第2章 生活排水の現状

### 第1節 生活排水の排出状況

生活排水処理施設の整備については、平成5年度から公共下水道の整備に着手し、平成12年度には一部供用を開始しています。

整備面積は平成27年度末現在478haとなり、計画に対し77.9%の整備率となっています。また、浄化槽の整備については、公共下水道事業計画と整合を図りつつ設置普及を図っています。

#### 1. 生活排水処理施設整備状況（平成28年4月1日）

|         | 公共下水道事業 |
|---------|---------|
| 基本計画面積  | 614.0ha |
| 整備面積    | 478.0ha |
| 整備率     | 77.9%   |
| 処理区域内人口 | 11,576人 |

|         | 設置数  | 処理人口   |
|---------|------|--------|
| 合併処理浄化槽 | 748基 | 2,113人 |
| 単独処理浄化槽 | 37基  | 97人    |

#### 2. 処理形態別人口の推移

排水処理施設整備による排水処理人口の推移は次のとおりです。

公共下水道事業整備地域では、早期に水洗化ができるよう町民への啓発を併せて行います。

|                           | 平成 23 年度 | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 | 平成 26 年度 | 平成 27 年度 |
|---------------------------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 1 計画処理区域内人口               | 15,572   | 15,303   | 15,070   | 14,936   | 14,871   |
| 2 水洗化・生活排水処理人口            | 9,682    | 9,077    | 9,978    | 10,634   | 11,113   |
| (1)公共下水道                  | 6,964    | 7,227    | 7,977    | 8,491    | 9,000    |
| (2)合併処理浄化槽                | 2,718    | 1,850    | 2,001    | 2,143    | 2,113    |
| 3 水洗化・生活雑排水未処理人口（単独処理浄化槽） | 300      | 100      | 100      | 100      | 97       |
| 4 非水洗化人口                  | 5,590    | 6,126    | 4,992    | 4,202    | 3,661    |
| 5 計画処理区域外人口               | 0        | 0        | 0        | 0        | 0        |

## 第 2 節 生活排水の処理主体

本町における生活排水の処理主体は、次のとおりです。

| 処 理 施 設 の 種 類     | 対象となる生活排水の種類 | 処 理 主 体    |
|-------------------|--------------|------------|
| (1)公共下水道          | し尿及び生活雑排水    | 県・千曲川流域下水道 |
| (2)合併処理浄化槽        | し尿及び生活雑排水    | 個人         |
| (3)単独処理浄化槽        | し尿           | 個人         |
| (4)生活排水簡易浄化槽（沈殿槽） | 生活雑排水        | 個人等        |
| (5)し尿処理施設         | し尿及び浄化槽汚泥    | 千曲衛生施設組合   |
| (6)雑排水処理施設        | 生活雑排水簡易浄化槽汚泥 | 許可業者       |

## 第 3 章 生活排水処理基本計画

### 第 1 節 処理基本計画の内容

#### 1. 生活排水の処理計画

##### (1) 処理目標

基本計画に掲げた理念、目標を達成するため、すべての生活排水を水洗化することを目標とします。

平成 27 年度末において、生活排水は約 72% が処理されていますが、下水道整備計画が平成 42 年度を整備目標としていることから、平成 32 年度には概ね 89% の生活排水処理を目標として整備を進めます。

### ① 生活排水の処理目標

|      | 平成 27 年度 | 平成 32 年度 |
|------|----------|----------|
| 水洗化率 | 72.3%    | 88.6%    |

### ② 人口の内訳

|              | 平成 27 年度 | 平成 32 年度 |
|--------------|----------|----------|
| 行政区域内人口      | 14,871 人 | 14,300 人 |
| 計画処理区域内人口    | 14,871 人 | 14,300 人 |
| 公共下水道処理区域内人口 | 9,000 人  | 13,500 人 |
| 合併処理浄化槽処理人口  | 2,113 人  | 700 人    |

### ③ 生活排水の処理形態別内訳

|                           | 平成 27 年度 | 平成 32 年度 |
|---------------------------|----------|----------|
| 1 計画処理区域内人口               | 14,871 人 | 14,300 人 |
| 2 水洗化・生活排水処理人口            | 11,113 人 | 12,850 人 |
| (1)公共下水道                  | 9,000 人  | 12,150 人 |
| (2)合併処理浄化槽                | 2,113 人  | 700 人    |
| 3 水洗化・生活雑排水未処理人口（単独処理浄化槽） | 97 人     | 50 人     |
| 4 非水洗化人口                  | 3,661 人  | 1,400 人  |
| 5 計画処理区域外人口               | 0 人      | 0 人      |

## 2. し尿・汚泥処理計画

### （１）現況

し尿処理の収集・運搬は許可業者が実施しており、浄化槽汚泥の収集・運搬についても許可業者が浄化槽清掃と併せて実施しています。

また、本町のし尿処理及び浄化槽汚泥は千曲衛生施設組合（長野市、千曲市、坂城町の一部事務組合）で処理していますが、下水道の普及によりし尿・汚泥処理量の減少が見込まれることから、千曲衛生センターの下水道投入による処理方法の検討を行います。

し尿・汚泥の最終処分については、し尿処理施設で脱水・焼却をしており、一部は肥料として活用しています。

(2) し尿・汚泥の排出状況（平成27年度実績）

|       | し 尿 (kℓ) | 浄化槽汚泥 (kℓ) | 計 (kℓ)   |
|-------|----------|------------|----------|
| 坂 城 町 | 5,083.0  | 883.3      | 5,966.3  |
| 千 曲 市 | 9,296.3  | 4,841.3    | 14,137.6 |
| 長 野 市 | 12,034.1 | 3,724.0    | 15,758.1 |
| 計     | 26,413.4 | 9,448.6    | 35,862.0 |

(3) し尿・汚泥の処理計画

し尿、汚泥、運搬、最終処分については、現在の形態で実施するものとしませんが、公共下水道等の整備に伴い、し尿処理量が減少しています。

平成24年度には処理施設を2系列から1系列へ移行されていますが、過大な施設規模を避けること、また老朽化が進んでいることなどから、平成33年度にはし尿処理施設を廃止し、下水道施設への投入を実施するよう進めます。